

新旧対照表（表紙～目次）

改正後	改正前
<p data-bbox="344 501 853 544">給水装置工事設計施行指針</p> <p data-bbox="488 1027 712 1066">2026年4月</p> <p data-bbox="456 1230 743 1268">福島市上下水道局</p> <p data-bbox="595 1326 607 1345">1</p> <p data-bbox="902 1361 954 1380">2026.4</p>	<p data-bbox="1350 501 1859 544">給水装置工事設計施行指針</p> <p data-bbox="1494 1027 1718 1066">2025年4月</p> <p data-bbox="1462 1230 1749 1268">福島市上下水道局</p> <p data-bbox="1601 1326 1612 1345">1</p> <p data-bbox="1899 1361 1951 1380">2025.4</p>

新旧対照表（第1章 総則）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>1 目的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>この給水装置工事設計施行指針（以下「施行指針」という。）は、水道法、同法施行令、同法施行規則、給水装置の構造及び材質に関する省令、福島市水道条例、同施行規程等に基づき、給水装置工事の設計、施行及び検査等の実務を適正かつ合理的に行なうため、必要な事項を定めることを目的とする。</p></div> <p>この施行指針における用語の定義は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)「法」とは、水道法をいう。(2)「施行令」とは、水道法施行令をいう。(3)「施行規則」とは、水道法施行規則をいう。(4)「基準省令」とは、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令をいう。(5)「条例」とは、福島市水道条例をいう。(6)「施行規程」とは、福島市水道条例施行規程をいう。(7)「指定工事事業者規程」とは、福島市上下水道局指定給水装置工事事業者規程をいう。(8)「管理者」とは、福島市上下水道事業管理者をいう。(9)「指定工事事業者」とは、福島市上下水道局指定給水装置工事事業者をいう。(10)「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。 <p>2 給水装置の定義</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(1)「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(法第3条9項)・(条例第3条)</p><p>①配水管とは、配水池又はポンプを起点として配水するために布設した管をいう。</p><p>②給水管とは、需要者が給水の目的で、配水管及び他の給水管から分岐し布設する管をいう。</p><p>③給水用具とは、給水管と直結して、有圧のまま給水できる用具をいう。</p><p>(2)「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。</p><p style="text-align: right;">(法第3条11項)</p></div> <p style="text-align: center;">10</p> <p style="text-align: right;">2026.4</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>1 目的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>この給水装置工事設計施行指針（以下「施行指針」という。）は、水道法、同法施行令、同法施行規則、給水装置の構造及び材質に関する省令、福島市水道条例、同施行規程等に基づき、給水装置工事の設計、施行及び検査等の実務を適正かつ合理的に行なうため、必要な事項を定めることを目的とする。</p></div> <p>この施行指針における用語の定義は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)「法」とは、水道法をいう。(2)「施行令」とは、水道法施行令をいう。(3)「施行規則」とは、水道法施行規則をいう。(4)「基準省令」とは、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令をいう。(5)「条例」とは、福島市水道条例をいう。(6)「施行規程」とは、福島市水道条例施行規程をいう。(7)「指定工事事業者規程」とは、福島市上下水道局指定給水装置工事事業者規程をいう。(8)「管理者」とは、福島市水道事業管理者をいう。(9)「指定工事事業者」とは、福島市上下水道局指定給水装置工事事業者をいう。(10)「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。 <p>2 給水装置の定義</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(1)「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(法第3条9項)・(条例第3条)</p><p>①配水管とは、配水池又はポンプを起点として配水するために布設した管をいう。</p><p>②給水管とは、需要者が給水の目的で、配水管及び他の給水管から分岐し布設する管をいう。</p><p>③給水用具とは、給水管と直結して、有圧のまま給水できる用具をいう。</p><p>(2)「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。</p><p style="text-align: right;">(法第3条11項)</p></div> <p style="text-align: center;">10</p> <p style="text-align: right;">2025.4</p>

新旧対照表（第1章 総則）

改正後	改正前
<p>③あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。</p> <p>④主任技術者及びその他の工事に従事する者の技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。</p> <p>⑤次の行為は行わないこと。</p> <p>ア 基準に適合しない給水装置を設置すること。</p> <p>イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。</p> <p>⑥施行した工事ごとに、当該工事に指名した主任技術者に次の記録を作成させ、作成の日から3年間保存すること。</p> <p>ア 施主の氏名又は名称</p> <p>イ 施行の場所</p> <p>ウ 施行完了年月日</p> <p>エ 主任技術者の氏名</p> <p>オ しゅん工図</p> <p>カ 工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項</p> <p>キ 給水装置の構造・材質が施行令で定める基準適合の確認方法及びその結果</p> <div data-bbox="257 837 954 922" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 指定工事事業者は、指定申請の事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止若しくは再開したときは、管理者に届け出なければならない。(法第25条の7)</p> </div> <p>①変更の届出は、変更のあった日から30日以内</p> <p>②事業の廃止・休止の届出は、廃止・休止の日から30日以内</p> <p>③事業の再開の届出は、再開の日から10日以内</p> <div data-bbox="257 1098 954 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。 (施行規則第21条第2項)</p> </div>	<p>③あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。</p> <p>④主任技術者及びその他の工事に従事する者の技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。</p> <p>⑤次の行為は行わないこと。</p> <p>ア 基準に適合しない給水装置を設置すること。</p> <p>イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。</p> <p>⑥施行した工事ごとに、当該工事に指名した主任技術者に次の記録を作成させ、作成の日から3年間保存すること。</p> <p>ア 施主の氏名又は名称</p> <p>イ 施行の場所</p> <p>ウ 施行完了年月日</p> <p>エ 主任技術者の氏名</p> <p>オ しゅん工図</p> <p>カ 工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項</p> <p>キ 給水装置の構造・材質が施行令で定める基準適合の確認方法及びその結果</p> <div data-bbox="1256 837 1930 922" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 指定工事事業者は、指定申請の事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止若しくは再開したときは、管理者に届け出なければならない。(法第25条の7)</p> </div> <p>①変更の届出は、変更のあった日から30日以内</p> <p>②事業の廃止・休止の届出は、廃止・休止の日から30日以内</p> <p>③事業の再開の届出は、再開の日から30日以内</p> <div data-bbox="1256 1098 1930 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。 (施行規則第21条第2項)</p> </div>
<p>13</p> <p style="text-align: right;">2026.4</p>	<p>13</p> <p style="text-align: right;">2025.4</p>

新旧対照表（第2章 給水管及び給水用具）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2章 給水管及び給水用具</p> <p>1 給水装置の構造及び材質</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。</p> <p style="text-align: right;">（法第16条）</p> </div> <p>2 給水装置の構造及び材質の基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。</p> <p>(1)配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。</p> <p>(2)配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。</p> <p>(3)配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。</p> <p>(4)水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。</p> <p>(5)凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。</p> <p>(6)当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。</p> <p>(7)水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。</p> <p style="text-align: right;">（施行令第6条）</p> </div>	<p style="text-align: center;">第2章 給水管及び給水用具</p> <p>1 給水装置の構造及び材質</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。</p> <p style="text-align: right;">（法第16条）</p> </div> <p>2 給水装置の構造及び材質の基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。</p> <p>(1)配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口が30cm以上離れていること。</p> <p>(2)配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。</p> <p>(3)配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。</p> <p>(4)水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。</p> <p>(5)凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。</p> <p>(6)当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。</p> <p>(7)水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。</p> <p style="text-align: right;">（施行令第6条）</p> </div>
<p style="text-align: center;">16</p> <p style="text-align: right;">2026.4</p>	<p style="text-align: center;">16</p> <p style="text-align: right;">2025.4</p>

新旧対照表（第2章 給水管及び給水用具）

改正後			改正前		
①給水装置の構造及び材質に関する基準			①給水装置の構造及び材質に関する基準		
性能基準 基準省令	給水管及び給水用具の 性能基準	給水装置システムの 判定基準	性能基準 基準省令	給水管及び給水用具の 性能基準	給水装置システムの 判定基準
耐圧に関する基準 (基準省令第1条)	給水管及び給水用具に静水圧(1.75MPa)を加えたとき、水漏れ、変形、破損、その他の異常が認められないこと	給水管や継ぎ手の構造及び材質に応じた適切な接続が行われていること	耐圧に関する基準 (基準省令第1条)	給水管及び給水用具に静水圧(1.75MPa)を加えたとき、水漏れ、変形、破損、その他の異常が認められないこと	給水管や継ぎ手の構造及び材質に応じた適切な接続が行われていること
浸出等に関する基準 (基準省令第2条)	給水管や水栓等からの金属等の浸出が一定値以下であること (例：給水管からの鉛の浸出が0.01mg/L以下であること)	水が停滞しない構造となっていること	浸出等に関する基準 (基準省令第2条)	給水管や水栓等からの金属等の浸出が一定値以下であること (例：給水管からの鉛の浸出が0.01mg/L以下であること)	水が停滞しない構造となっていること
水衝撃に関する基準 (基準省令第3条)	水栓等の急閉止により1.5MPaを超える著しい水撃圧が発生しないこと	水撃圧を緩和する器具を設置すること	水衝撃に関する基準 (基準省令第3条)	水栓等の急閉止により1.5MPaを超える著しい水撃圧が発生しないこと	水撃圧を緩和する器具を設置すること
防食に関する基準 (基準省令第4条)		酸、アルカリ、漏えい電流により侵食されない材料となっていること、又は防食材や絶縁材で被覆すること	防食に関する基準 (基準省令第4条)		酸、アルカリ、漏えい電流により侵食されない材料となっていること、又は防食材や絶縁材で被覆すること
逆流防止に関する基準 (基準省令第5条)	逆止弁等は、低水圧(3.0kPa)時にも高水圧(1.5MPa)時にも水の逆流を防止できること	給水する箇所には逆止弁等を設置するほか、受け部との間に一定の空間を確保すること	逆流防止に関する基準 (基準省令第5条)	逆止弁等は、低水圧(0.3MPa)時にも高水圧(1.5MPa)時にも水の逆流を防止できること	給水する箇所には逆止弁等を設置するほか、受け部との間に一定の空間を確保すること
耐寒に関する基準 (基準省令第6条)	低温(-20℃)に暴露された後でも、当初の性能が維持されていること	断熱材で被覆すること	耐寒に関する基準 (基準省令第6条)	低温(-20℃)に暴露された後でも、当初の性能が維持されていること	断熱材で被覆すること
耐久に関する基準 (基準省令第7条)	弁類は、10万回繰り返し作動した後でも、当初の性能が維持されていること	減圧弁等	耐久に関する基準 (基準省令第7条)	弁類は、10万回繰り返し作動した後でも、当初の性能が維持されていること	減圧弁等
	17	2026.4		17	2025.4

新旧対照表（第2章 給水管及び給水用具）

改正後	改正前
<p>3 基準適合品の使用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>給水装置は、水道事業者施設の配水管から直接接続し、需要者に安全な水道水を供給する設備のため、施行令第6条の「構造及び材質の基準」に適合した給水管及び給水用具を使用しなければならない。</p> <p>「構造及び材質の基準」に適合した給水管及び給水用具には、自己認証品・第三者認証品・日本産業規格品（JIS）・日本水道協会規格品（JWWA）又は日本水道協会検査品等があるので確認をする。</p> </div> <p>(1) 認証品</p> <p>①自己認証</p> <p>ア 構造・材質の基準が明確化、性能基準化されたことから、製造業者や販売業者が自らの責任で基準適合性を消費者に対して証明し、製品の販売を行うことができるようになった。</p> <p>イ 自己認証とは、このように「自らの責任」において性能基準に適合していることを認証したものである。</p> <p>製造業者や販売業者は、「自社検査証印」の表示を行うとともに、「試験証明書及び製品品質の安全性を示す証明書」を種類ごとに、指定工事業者に提示する。</p> <p>②第三者認証</p> <p>ア 製造業者等との契約により、中立的な第三者認証機関が製品試験、工場検査を行い、基準に適合しているものについては「認証製品」であることを示す「マークの表示」で確認するか、性能基準適合品リストを閲覧することにより行う。</p> <p>イ 現在の認証機関</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) (社) 日本水道協会 (イ) (財) 日本燃焼機器検査協会 (ウ) (財) 電気安全環境研究所 (エ) (財) 日本ガス機器検査協会 (オ) (株) UL Japan <p>(2) 規格品（特別認証品）</p> <p>日本産業規格、製造業者等の団体の規格、海外認証機関規格等の製品規格のうち、その性能基準項目の全部に係る条件が、基準省令の性能基準と、同等以上であることが明確な製品であるもの。</p> <p>海外認証機関（参考）</p> <p>IAPMO (International Association of Plumbing and Mechanical Officials)</p> <p>NSF インターナショナル(国際衛生財団)等がある。</p>	<p>3 基準適合品の使用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>給水装置は、水道事業者施設の配水管から直接接続し、需要者に安全な水道水を供給する設備のため、施行令第6条の「構造及び材質の基準」に適合した給水管及び給水用具を使用しなければならない。</p> <p>「構造及び材質の基準」に適合した給水管及び給水用具には、自己認証品・第三者認証品・日本工業規格品（JIS）・日本水道協会規格品（JWWA）又は日本水道協会検査品等があるので確認をする。</p> </div> <p>(1) 認証品</p> <p>①自己認証</p> <p>ア 構造・材質の基準が明確化、性能基準化されたことから、製造業者や販売業者が自らの責任で基準適合性を消費者に対して証明し、製品の販売を行うことができるようになった。</p> <p>イ 自己認証とは、このように「自らの責任」において性能基準に適合していることを認証したものである。</p> <p>製造業者や販売業者は、「自社検査証印」の表示を行うとともに、「試験証明書及び製品品質の安全性を示す証明書」を種類ごとに、指定工事業者に提示する。</p> <p>②第三者認証</p> <p>ア 製造業者等との契約により、中立的な第三者認証機関が製品試験、工場検査を行い、基準に適合しているものについては「認証製品」であることを示す「マークの表示」で確認するか、性能基準適合品リストを閲覧することにより行う。</p> <p>イ 現在の認証機関</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) (社) 日本水道協会 (イ) (財) 日本燃焼機器検査協会 (ウ) (財) 電気安全環境研究所 (エ) (財) 日本ガス機器検査協会 (オ) (株) UL Japan <p>(2) 規格品（特別認証品）</p> <p>日本工業規格、製造業者等の団体の規格、海外認証機関規格等の製品規格のうち、その性能基準項目の全部に係る条件が、基準省令の性能基準と、同等以上であることが明確な製品であるもの。</p> <p>海外認証機関（参考）</p> <p>IAPMO (International Association of Plumbing and Mechanical Officials)</p> <p>NSF インターナショナル(国際衛生財団)等がある。</p>

新旧対照表（第2章 給水管及び給水用具）

改正後

(4) 給水装置用材料の認証

この給水装置用材料の認証図は、一般的な例に基づいて作成したものである。



改正前

(4) 給水装置用材料の認証

この給水装置用材料の認証図は、一般的な例に基づいて作成したものである。



新旧対照表（第2章 給水管及び給水用具）

改正後			改正前																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>長所</th> <th>短所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道用ポリエチレン二層管 (PP) (JIS K 6762)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●耐食性に優れ、柔軟性に富み、耐衝撃・耐電食性が強い。 ●長尺物のため、施工が容易である。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●有機溶剤に侵されるおそれがある。 ●可燃性で、高温に弱い。 ●抗張力が小さく、硬度が低い。 </td> </tr> <tr> <td>水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-HVA) (JWWA K 140)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●耐食・耐熱性に優れている。 ●サビ・スケールの発生がない。 ●立上りや屋内配管に適する。 ●電気解水器使用可能。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●ライニング部が剥離しやすい。 ●電食を受けやすい。 ●施工性が悪い。 ●比較的价格が高い。 </td> </tr> <tr> <td>水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA・VB) (SGP-VD) (JWWA K 116)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●抗張力硬度が大きく、外傷に強い。 ●スケールの発生が少ない。 ●電気解水器使用可能。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●ライニング部が剥離しやすい。 ●電食を受けやすい。 ●施工性が悪い。 </td> </tr> <tr> <td>水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PA・PB) (SGP-PD) (JWWA K 132)</td> <td> 参考適用配管例 <ul style="list-style-type: none"> ●SGP-VA・PA 屋内配管 ●SGP-VB・PB 屋内配管及び屋外露出配管 ●SGP-VD・PD 地中埋設配管及び屋外露出配管 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用銅管 (CP) (JWWA H 101)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●重量が軽い。 ●スケールの発生がない。 ●給湯配管等に適する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●外傷を受けやすい。 ●電食を受けやすい。 ●電気解水器使用注意。(過熱による火災) </td> </tr> <tr> <td>水道用ポリブテン管 (PBP) (JIS K 6792)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●耐食性に優れ、可とう性に富み、施工性がよい。 ●軽量である。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●有機溶剤に侵されるおそれがある。 ●熱による膨張破壊のおそれがあるため、使用圧力には注意が必要。 ●直射日光に弱い。 ●管肌に傷がつきやすい。 </td> </tr> <tr> <td>水道用架橋ポリエチレン管 (XPEP) (JIS K 6787)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●さや管ヘッダー方式を用い、屋内配管に適する。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	管種	長所	短所	水道用ポリエチレン二層管 (PP) (JIS K 6762)	<ul style="list-style-type: none"> ●耐食性に優れ、柔軟性に富み、耐衝撃・耐電食性が強い。 ●長尺物のため、施工が容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●有機溶剤に侵されるおそれがある。 ●可燃性で、高温に弱い。 ●抗張力が小さく、硬度が低い。 	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-HVA) (JWWA K 140)	<ul style="list-style-type: none"> ●耐食・耐熱性に優れている。 ●サビ・スケールの発生がない。 ●立上りや屋内配管に適する。 ●電気解水器使用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ライニング部が剥離しやすい。 ●電食を受けやすい。 ●施工性が悪い。 ●比較的价格が高い。 	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA・VB) (SGP-VD) (JWWA K 116)	<ul style="list-style-type: none"> ●抗張力硬度が大きく、外傷に強い。 ●スケールの発生が少ない。 ●電気解水器使用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ライニング部が剥離しやすい。 ●電食を受けやすい。 ●施工性が悪い。 	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PA・PB) (SGP-PD) (JWWA K 132)	参考適用配管例 <ul style="list-style-type: none"> ●SGP-VA・PA 屋内配管 ●SGP-VB・PB 屋内配管及び屋外露出配管 ●SGP-VD・PD 地中埋設配管及び屋外露出配管 		水道用銅管 (CP) (JWWA H 101)	<ul style="list-style-type: none"> ●重量が軽い。 ●スケールの発生がない。 ●給湯配管等に適する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●外傷を受けやすい。 ●電食を受けやすい。 ●電気解水器使用注意。(過熱による火災) 	水道用ポリブテン管 (PBP) (JIS K 6792)	<ul style="list-style-type: none"> ●耐食性に優れ、可とう性に富み、施工性がよい。 ●軽量である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●有機溶剤に侵されるおそれがある。 ●熱による膨張破壊のおそれがあるため、使用圧力には注意が必要。 ●直射日光に弱い。 ●管肌に傷がつきやすい。 	水道用架橋ポリエチレン管 (XPEP) (JIS K 6787)	<ul style="list-style-type: none"> ●さや管ヘッダー方式を用い、屋内配管に適する。 		<table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>長所</th> <th>短所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道用ポリエチレン二層管 (PP) (JIS K 6762)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●耐食性に優れ、柔軟性に富み、耐衝撃・耐電食性が強い。 ●長尺物のため、施工が容易である。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●有機溶剤に侵されるおそれがある。 ●可燃性で、高温に弱い。 ●抗張力が小さく、硬度が低い。 </td> </tr> <tr> <td>水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-HVA) (JWWA K 140)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●耐食・耐熱性に優れている。 ●サビ・スケールの発生がない。 ●立上りや屋内配管に適する。 ●電気解水器使用可能。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●ライニング部が剥離しやすい。 ●電食を受けやすい。 ●施工性が悪い。 ●比較的价格が高い。 </td> </tr> <tr> <td>水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA・VB) (SGP-VD) (JWWA K 116)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●抗張力硬度が大きく、外傷に強い。 ●スケールの発生が少ない。 ●電気解水器使用可能。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●ライニング部が剥離しやすい。 ●電食を受けやすい。 ●施工性が悪い。 </td> </tr> <tr> <td>水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PA・PB・PD) (SGP-VA・VB・VD) (JWWA K 132)</td> <td> 参考適用配管例 <ul style="list-style-type: none"> ●SGP-VA・PA 屋内配管 ●SGP-VB・PB 屋内配管及び屋外露出配管 ●SGP-VD・PD 地中埋設配管及び屋外露出配管 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用銅管 (CP) (JWWA H 101)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●重量が軽い。 ●スケールの発生がない。 ●給湯配管等に適する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●外傷を受けやすい。 ●電食を受けやすい。 ●電気解水器使用注意。(過熱による火災) </td> </tr> <tr> <td>水道用ポリブテン管 (PBP) (JIS K 6792)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●耐食性に優れ、可とう性に富み、施工性がよい。 ●軽量である。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●有機溶剤に侵されるおそれがある。 ●熱による膨張破壊のおそれがあるため、使用圧力には注意が必要。 ●直射日光に弱い。 ●管肌に傷がつきやすい。 </td> </tr> <tr> <td>水道用架橋ポリエチレン管 (XPEP) (JIS K 6787)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●さや管ヘッダー方式を用い、屋内配管に適する。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	管種	長所	短所	水道用ポリエチレン二層管 (PP) (JIS K 6762)	<ul style="list-style-type: none"> ●耐食性に優れ、柔軟性に富み、耐衝撃・耐電食性が強い。 ●長尺物のため、施工が容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●有機溶剤に侵されるおそれがある。 ●可燃性で、高温に弱い。 ●抗張力が小さく、硬度が低い。 	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-HVA) (JWWA K 140)	<ul style="list-style-type: none"> ●耐食・耐熱性に優れている。 ●サビ・スケールの発生がない。 ●立上りや屋内配管に適する。 ●電気解水器使用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ライニング部が剥離しやすい。 ●電食を受けやすい。 ●施工性が悪い。 ●比較的价格が高い。 	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA・VB) (SGP-VD) (JWWA K 116)	<ul style="list-style-type: none"> ●抗張力硬度が大きく、外傷に強い。 ●スケールの発生が少ない。 ●電気解水器使用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ライニング部が剥離しやすい。 ●電食を受けやすい。 ●施工性が悪い。 	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PA・PB・PD) (SGP-VA・VB・VD) (JWWA K 132)	参考適用配管例 <ul style="list-style-type: none"> ●SGP-VA・PA 屋内配管 ●SGP-VB・PB 屋内配管及び屋外露出配管 ●SGP-VD・PD 地中埋設配管及び屋外露出配管 		水道用銅管 (CP) (JWWA H 101)	<ul style="list-style-type: none"> ●重量が軽い。 ●スケールの発生がない。 ●給湯配管等に適する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●外傷を受けやすい。 ●電食を受けやすい。 ●電気解水器使用注意。(過熱による火災) 	水道用ポリブテン管 (PBP) (JIS K 6792)	<ul style="list-style-type: none"> ●耐食性に優れ、可とう性に富み、施工性がよい。 ●軽量である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●有機溶剤に侵されるおそれがある。 ●熱による膨張破壊のおそれがあるため、使用圧力には注意が必要。 ●直射日光に弱い。 ●管肌に傷がつきやすい。 	水道用架橋ポリエチレン管 (XPEP) (JIS K 6787)	<ul style="list-style-type: none"> ●さや管ヘッダー方式を用い、屋内配管に適する。 	
管種	長所	短所																																															
水道用ポリエチレン二層管 (PP) (JIS K 6762)	<ul style="list-style-type: none"> ●耐食性に優れ、柔軟性に富み、耐衝撃・耐電食性が強い。 ●長尺物のため、施工が容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●有機溶剤に侵されるおそれがある。 ●可燃性で、高温に弱い。 ●抗張力が小さく、硬度が低い。 																																															
水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-HVA) (JWWA K 140)	<ul style="list-style-type: none"> ●耐食・耐熱性に優れている。 ●サビ・スケールの発生がない。 ●立上りや屋内配管に適する。 ●電気解水器使用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ライニング部が剥離しやすい。 ●電食を受けやすい。 ●施工性が悪い。 ●比較的价格が高い。 																																															
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA・VB) (SGP-VD) (JWWA K 116)	<ul style="list-style-type: none"> ●抗張力硬度が大きく、外傷に強い。 ●スケールの発生が少ない。 ●電気解水器使用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ライニング部が剥離しやすい。 ●電食を受けやすい。 ●施工性が悪い。 																																															
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PA・PB) (SGP-PD) (JWWA K 132)	参考適用配管例 <ul style="list-style-type: none"> ●SGP-VA・PA 屋内配管 ●SGP-VB・PB 屋内配管及び屋外露出配管 ●SGP-VD・PD 地中埋設配管及び屋外露出配管 																																																
水道用銅管 (CP) (JWWA H 101)	<ul style="list-style-type: none"> ●重量が軽い。 ●スケールの発生がない。 ●給湯配管等に適する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●外傷を受けやすい。 ●電食を受けやすい。 ●電気解水器使用注意。(過熱による火災) 																																															
水道用ポリブテン管 (PBP) (JIS K 6792)	<ul style="list-style-type: none"> ●耐食性に優れ、可とう性に富み、施工性がよい。 ●軽量である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●有機溶剤に侵されるおそれがある。 ●熱による膨張破壊のおそれがあるため、使用圧力には注意が必要。 ●直射日光に弱い。 ●管肌に傷がつきやすい。 																																															
水道用架橋ポリエチレン管 (XPEP) (JIS K 6787)	<ul style="list-style-type: none"> ●さや管ヘッダー方式を用い、屋内配管に適する。 																																																
管種	長所	短所																																															
水道用ポリエチレン二層管 (PP) (JIS K 6762)	<ul style="list-style-type: none"> ●耐食性に優れ、柔軟性に富み、耐衝撃・耐電食性が強い。 ●長尺物のため、施工が容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●有機溶剤に侵されるおそれがある。 ●可燃性で、高温に弱い。 ●抗張力が小さく、硬度が低い。 																																															
水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-HVA) (JWWA K 140)	<ul style="list-style-type: none"> ●耐食・耐熱性に優れている。 ●サビ・スケールの発生がない。 ●立上りや屋内配管に適する。 ●電気解水器使用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ライニング部が剥離しやすい。 ●電食を受けやすい。 ●施工性が悪い。 ●比較的价格が高い。 																																															
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA・VB) (SGP-VD) (JWWA K 116)	<ul style="list-style-type: none"> ●抗張力硬度が大きく、外傷に強い。 ●スケールの発生が少ない。 ●電気解水器使用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ライニング部が剥離しやすい。 ●電食を受けやすい。 ●施工性が悪い。 																																															
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PA・PB・PD) (SGP-VA・VB・VD) (JWWA K 132)	参考適用配管例 <ul style="list-style-type: none"> ●SGP-VA・PA 屋内配管 ●SGP-VB・PB 屋内配管及び屋外露出配管 ●SGP-VD・PD 地中埋設配管及び屋外露出配管 																																																
水道用銅管 (CP) (JWWA H 101)	<ul style="list-style-type: none"> ●重量が軽い。 ●スケールの発生がない。 ●給湯配管等に適する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●外傷を受けやすい。 ●電食を受けやすい。 ●電気解水器使用注意。(過熱による火災) 																																															
水道用ポリブテン管 (PBP) (JIS K 6792)	<ul style="list-style-type: none"> ●耐食性に優れ、可とう性に富み、施工性がよい。 ●軽量である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●有機溶剤に侵されるおそれがある。 ●熱による膨張破壊のおそれがあるため、使用圧力には注意が必要。 ●直射日光に弱い。 ●管肌に傷がつきやすい。 																																															
水道用架橋ポリエチレン管 (XPEP) (JIS K 6787)	<ul style="list-style-type: none"> ●さや管ヘッダー方式を用い、屋内配管に適する。 																																																
24	24																																																
2026.4	2025.4																																																

新旧対照表（第3章 使用材料の指定）

改正後				改正前			
(2) 異形管・継手の指定				(2) 異形管・継手の指定			
区分	指定材料	規格番号	仕様・特記事項	区分	指定材料	規格番号	仕様・特記事項
異形管・継手類	ダクタイル鑄鉄異形管 (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	JWWA G114 JIS G5527	φ75mm 以上	異形管・継手類	ダクタイル鑄鉄異形管 (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	JWWA G114 JIS G5527	φ75mm 以上
	ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル異形管	JWWA K130	φ50~100mm		ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル異形管	JWWA K130	φ50~100mm
	ゴム輪形ダクタイル鑄鉄異形管	JWWA K131	φ75mm 以上		ゴム輪形ダクタイル鑄鉄異形管	JWWA K131	φ75mm 以上
	鑄鉄製特殊異形管	認証品	φ50mm 以上		鑄鉄製特殊異形管	認証品	φ50mm 以上
	割T字管	認証品	φ75mm 以上		割T字管	認証品	φ75mm 以上
	弁付割T字管	認証品	φ50mm 以上		弁付割T字管	認証品	φ50mm 以上
	ポリエチレン管金属継手	JWWA B116 認証品	φ20~50mm		ポリエチレン管金属継手	JWWA B116 認証品	φ20~50mm
	配水用ポリエチレン管継手	JWWA K145	φ75~150mm		配水用ポリエチレン管継手	JWWA K145	φ75~150mm
	管端防食継手	JIS B2301	20~100A		管端防食継手	JIS B2301	20~100A
	伸縮可とう継手	認証品	φ20mm 以上		伸縮可とう継手	認証品	φ20mm 以上
<ul style="list-style-type: none"> ・JWWA：日本水道協会 ・JIS：日本産業規格 ・認証品：JWWA 品質認証センター認証品等 				<ul style="list-style-type: none"> ・JWWA：日本水道協会 ・JIS：日本工業規格 ・認証品：JWWA 品質認証センター認証品等 			
27				27			
2026.4				2025.4			

新旧対照表（第3章 使用材料の指定）

改正後				改正前			
(3) 弁・栓の指定				(3) 弁・栓の指定			
区分	指定材料	規格番号	仕様・特記事項	区分	指定材料	規格番号	仕様・特記事項
弁 ・ 栓 類	サドル付分水栓（ボール式）	認証品 JWWA B136	φ20～50mm	弁 ・ 栓 類	サドル付分水栓（ボール式）	認証品 JWWA B136	φ20～50mm
	逆止弁付ボール止水栓	JWWA B117	φ20～40mm		逆止弁付ボール止水栓	JWWA B117	φ20～40mm
	ボール式止水栓	認証品	φ20～25mm		ボール式止水栓	認証品	φ20～25mm
	水抜栓	認証品	φ20～50mm		水抜栓	認証品	φ20～50mm
	地下式消火栓	JWWA B103			地下式消火栓	JWWA B103	
	補修弁	JWWA B126			補修弁	JWWA B126	
	ソフトシール仕切弁	JWWA B120	φ50mm 以上		ソフトシール仕切弁	JWWA B120	φ50mm 以上
	砲金製制水弁	認証品	φ30～50mm		砲金製制水弁	認証品	φ30～50mm
	逆止弁（リフト・スイング）	認証品	φ20mm 以上		逆止弁（リフト・スイング）	認証品	φ20mm 以上
	減圧弁	認証品	φ20mm 以上		減圧弁	認証品	φ20mm 以上
	安全弁	認証品	φ20mm 以上		安全弁	認証品	φ20mm 以上
	空気弁	認証品 JIS B2063	φ20mm 以上		空気弁	認証品 JIS B2063	φ20mm 以上
	定流量弁	認証品	φ20mm 以上		定流量弁	認証品	φ20mm 以上
減圧式逆流防止弁	認証品 JWWA B134		減圧式逆流防止弁	認証品 JWWA B134			
<ul style="list-style-type: none"> ・ J W W A : 日本水道協会 ・ J I S : 日本産業規格 ・ 認証品 : JWWA 品質認証センター認証品等 				<ul style="list-style-type: none"> ・ J W W A : 日本水道協会 ・ J I S : 日本工業規格 ・ 認証品 : JWWA 品質認証センター認証品等 			
28				28			
2026.4				2025.4			

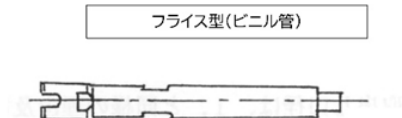
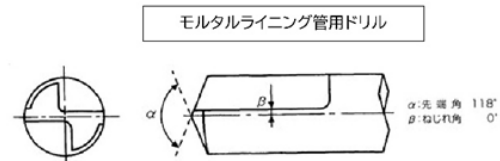
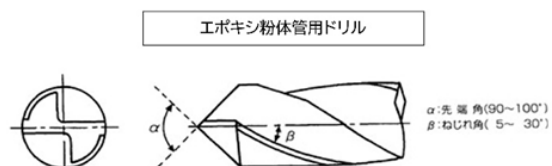
新旧対照表（第5章 給水管の取り出し及び穿孔）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第5章 給水管の取り出し及び穿孔</p> <p>1 適切に作業を行える技術を有する者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>配水管への分水栓の取り付け、配水管の穿孔、給水管の接合等の作業及び分岐部から水道メーターまでの配管作業について、配水管その他地下埋設物に変形、破損等の異常を生じさせることのないよう適切な資機材、工法、地下埋設物の防護方法を選択し、正確な作業を実施することができる者。</p> </div> <p>2 給水管取り出し</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30cm 以上離れていること。 (施行令第6条第1項第1号)</p> <p>(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。 (施行令第6条第1項第2号)</p> </div> <p>①取付け位置の間隔は、給水管の取り出しによる管体強度の減少を防止すること。 給水装置相互間の流量への影響により他の需要者の水利用に支障が生じることを防止すること等から、他の給水装置の取付け位置から 30cm 以上離す。</p> <p>②取出し口径は、①と同様の理由及び給水管内の水の停滞による水質の悪化を防止する観点から、原則として配水管の口径よりも小さいものとする。</p> <p>3 給水管の取り出しにおける留意点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>分岐によって給水管を取り出す場合は、配・給水管の管種及び口径に応じてサドル付分水栓・チーズ・丁字管又は割丁字管を使用する。(不断水工法含む)</p> <p>(1) 分岐工事にあたっては、水道管であることを十分に確認のうえで行う。</p> <p>(2) 配・給水管に取り付ける分水栓の間隔は、30cm 以上離す。</p> <p>(3) 異形管からは分岐できない。</p> <p>(4) 石綿セメント管に分水する場合は、管端より 50cm 以上離す。</p> <p>(5) 配・給水管から分岐する口径は、20mm 以上とする。</p> <p>(6) 鑄鉄管・ダクタイル鑄鉄管及び鋼管に穿孔する場合は、穿孔部にゴム製防食コアを挿入する。</p> <p>(7) 原則として不要になった給水装置は分岐止めを行う。</p> </div>	<p style="text-align: center;">第5章 給水管の取り出し及び穿孔</p> <p>1 適切に作業を行える技術を有する者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>配水管への分水栓の取り付け、配水管の穿孔、給水管の接合等の作業及び分岐部から水道メーターまでの配管作業について、配水管その他地下埋設物に変形、破損等の異常を生じさせることのないよう適切な資機材、工法、地下埋設物の防護方法を選択し、正確な作業を実施することができる者。</p> </div> <p>2 給水管取り出し</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30cm 以上離れていること。 (施行令第6条第1項第1号)</p> <p>(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。 (施行令第6条第1項第2号)</p> </div> <p>①取付け位置の間隔は、給水管の取り出しによる管体強度の減少を防止すること。 給水装置相互間の流量への影響により他の需要者の水利用に支障が生じることを防止すること等から、他の給水装置の取付け位置から 30cm 以上離す。</p> <p>②取出し口径は、①と同様の理由及び給水管内の水の停滞による水の悪化を防止する観点から、原則として配水管の口径よりも小さいものとする。</p> <p>3 給水管の取り出しにおける留意点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>分岐によって給水管を取り出す場合は、配・給水管の管種及び口径に応じてサドル付分水栓・チーズ・丁字管又は割丁字管を使用する。(不断水工法含む)</p> <p>(1) 分岐工事にあたっては、水道管であることを十分に確認のうえで行う。</p> <p>(2) 配・給水管に取り付ける分水栓の間隔は、30cm 以上離す。</p> <p>(3) 異形管からは分岐できない。</p> <p>(4) 綿セメント管に分水する場合は、管端より 50cm 以上離す。</p> <p>(5) 配・給水管から分岐する口径は、20mm 以上とする。</p> <p>(6) 鑄鉄管・ダクタイル鑄鉄管及び鋼管に穿孔する場合は、穿孔部にゴム製防食コアを挿入する。</p> <p>(7) 原則として不要になった給水装置は分岐止めを行う。</p> </div>

新旧対照表 (第5章 給水管の取り出し及び穿孔)

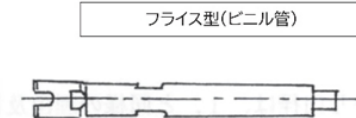
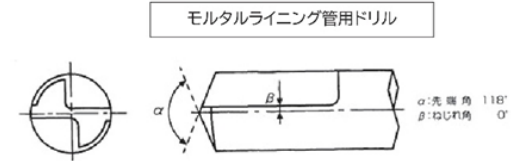
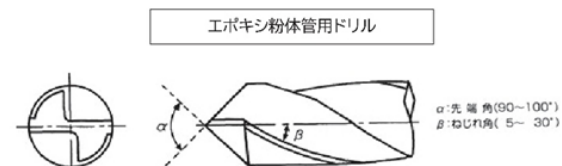
改正後



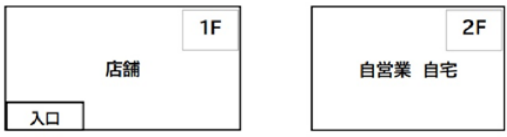


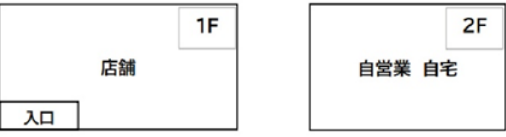
- (8) サドル付分水栓の頂部キャップを取り外し、ボール弁の作動（開閉）を確認する。
 (9) サドル付分水栓の穿孔は、上穿孔、水平方向分岐とする。
 (10) サドル付分水栓で分岐する場合、分水栓をセットし水圧 0.98 MPa を 2 分以上のテスト後に穿孔を行う。
 (11) 穿孔機は取付ける前にドリルの取り付け及び作動の確認を行う。
 (12) 不断水穿孔時においては、穿孔開始と同時に十分な排水を行い、切断片を管外へ排出させる。
 (13) エポキシ樹脂粉体塗装管には電動式穿孔機及び粉体塗装管対応ドリルを使用する。
 (14) $\phi 30$ mm以上の穿孔は、センタードリル付ホールソーを使用する。
 (15) 穿孔カッターのドリル等は、20 回程度使用したら研磨、取替等の処置をとる。
 (16) 穿孔用ドリルは、下図のとおりとする。
- ① 先端角は (α) とねじれ角 (β) を有すること。
 - ② 耐衝撃性硬質塩化ビニル管の穿孔は、フライス型のきりを用い、ドリル型のきりは、使用しない。



改正前

- (8) サドル付分水栓の頂部キャップを取り外し、ボール弁の作動（開閉）を確認する。
 (9) サドル付分水栓の穿孔は、上穿孔、水平方向分岐とする。
 (10) サドル付分水栓で分岐する場合、分水栓をセットし水圧 0.98 MPa を 2 分以上のテスト後に穿孔を行う。
 (11) 穿孔機は取付ける前にドリルの取り付け及び作動の確認を行う。
 (12) 不断水穿孔時においては、穿孔開始と同時に十分な排水を行い、切断片を管外へ排出させる。
 (13) エポキシ樹脂粉体塗装管には電動式穿孔機及び粉体塗装管対応ドリルを使用する。
 (14) $\phi 30$ mm以上の穿孔は、センタードリル付ホールソーを使用する。
 (15) 穿孔カッターのドリル等は、20 回程度使用したら研磨、取替等の処置をとる。
 (16) 穿孔用ドリルは、下図のとおりとする。
- ① 先端角は (α) とねじれ角 (β) を有すること。
 - ② 耐衝撃性硬質塩化ビニル管の穿孔は、フライス型のきりを用い、ドリル型のきりは、使用しない。



改正後	改正前
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>③</p>  <p>同一敷地内で生活を供する建物</p> <p>③メーター1個（離れが2桝まで） ・離れが3桝以上はメーター2個</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>④</p>  <p>④メーター2個（用途別扱い） ・建物1棟で用途、出入り口が異なる</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>⑤</p>  <p>⑤メーター1個（1世帯扱い） ・外階段があり、1F貸家の場合メーター2個</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>③</p>  <p>同一敷地内で生活を供する建物</p> <p>③メーター1個（離れが2桝まで） ・離れが3桝以上はメーター2個</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>④</p>  <p>④メーター2個（用途別扱い） ・建物1棟で用途、出入り口が異なる</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>⑤</p>  <p>⑤メーター1個（1世帯扱い） ・外階段があり、1F貸家の場合メーター2個</p> </div> </div>
<p>4 メーターの設置位置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>給水装置の分岐地点に近く、官民境界から 2.0m 以内に設置（地付け）とするが以下の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) メーターの検針及び取替作業等、維持管理に支障のない場所とする。 (2) 雨水・汚水等が入らず、常に乾燥する場所とする。 (3) 日当たりがよく、凍結が生じにくい場所とする。 (4) 車庫内（シャッター付き）・駐車場で車の下になるような場所・車の出入りする通路・ゴミ置場・庭園・花壇等には設置しない。 (5) 当該建物の敷地内に設置する。 </div> <p>5 メーターの設置方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> (1) メーターの設置にあたっては、メーターに表示されている流水方向の矢印を確認し、メーターきょうの中央に水平に取付け、計量に支障を生じないようにする。 (2) 逆止弁付ボール止水栓は、メーターの上流側に設置する。 (3) メーターきょう内に設置する逆止弁付ボール止水栓は、水平に取付けし、伸縮継手を取付け基準位置で伸縮ナットを締めつける。 <p>メーターの設置は、「6 メーター前後の標準配管」に基づき施工する。</p> </div>	<p>4 メーターの設置位置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>給水装置の分岐地点に近く、官民境界から 2.0m 以内に設置（地付け）とするが以下の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) メーターの検針及び取替作業等、維持管理に支障のない場所とする。 (2) 雨水・汚水等が入らず、常に乾燥する場所とする。 (3) 日当たりがよく、凍結が生じにくい場所とする。 (4) 車庫内（シャッター付き）・駐車場で車の下になるような場所・車の出入りする通路・ゴミ置場・庭園・花壇等には設置しない。 (5) 当該建物の敷地内に設置する。 </div> <p>5 メーターの設置方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> (1) メーターの設置にあたっては、メーターに表示されている流水方向の矢印を確認し、メーターきょうの中央に水平に取付け、計量に支障を生じないようにする。 (2) 逆止弁付ボール止水栓は、メーターの上流側に設置する。 (3) メーターきょう内に設置する逆止弁付ボール止水栓は、水平に取付けし、伸縮継手を取付け基準位置で伸縮ナットをしめつける。 <p>メーターの設置は、「6 メーター前後の標準配管」に基づき施工する。</p> </div>
<p>37</p>	<p>37</p>
<p>2026.4</p>	<p>2025.4</p>

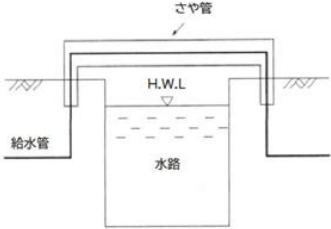
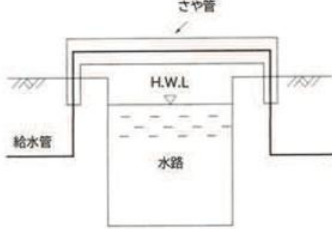
新旧対照表（第6章 メーター）

改正後	改正前																																																																																																														
<p>7 メーターの選定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>メーターは、給水装置の使用実態を考慮して、適正な口径型式のものを次により選択し使用する。</p> </div> <p>(1) メーターの仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>型 式</th> <th>長さ (mm)</th> <th>適正使用流量範囲 (m³/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>接線流羽根車式（直読式）</td> <td>165</td> <td>0.10～1.0</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>接線流羽根車式（直読式）</td> <td>190</td> <td>0.20～1.6</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>接線流羽根車式（直読式）</td> <td>225</td> <td>0.23～2.5</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>接線流羽根車式（直読式）</td> <td>230</td> <td>0.40～4.0</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>たて型軸流羽根車式（液封直読式）</td> <td>245</td> <td>0.40～6.5</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>たて型軸流羽根車式（液封直読式）</td> <td>560</td> <td>1.25～17.0</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>たて型軸流羽根車式（液封直読式）</td> <td>630</td> <td>2.50～27.5</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>たて型軸流羽根車式（液封直読式）</td> <td>750</td> <td>4.00～44.0</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>電 磁 式</td> <td>1000</td> <td>2.50～500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ メーター用パッキンは、水道用ゴム（NBR）を使用する。 φ50～100については耳付とする。 ボルト・ナットは、ステンレス製とする。 メーターを設置する際の長さは、パッキン厚 6mm（両側分）を加算する。</p> <p>8 福島市の凍結指数及び凍結深</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>観測所</th> <th>凍結指数</th> <th>標高</th> <th>凍結深</th> <th>凍結期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福 島</td> <td>61</td> <td>67</td> <td>25</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>平 野</td> <td>82</td> <td>102</td> <td>29</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table> <p>・凍結防止のため、給水管の埋設深度は 40cm 以上とする。</p>	口径 (mm)	型 式	長さ (mm)	適正使用流量範囲 (m ³ /h)	13	接線流羽根車式（直読式）	165	0.10～1.0	20	接線流羽根車式（直読式）	190	0.20～1.6	25	接線流羽根車式（直読式）	225	0.23～2.5	30	接線流羽根車式（直読式）	230	0.40～4.0	40	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	245	0.40～6.5	50	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	560	1.25～17.0	75	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	630	2.50～27.5	100	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	750	4.00～44.0	150	電 磁 式	1000	2.50～500	観測所	凍結指数	標高	凍結深	凍結期間	福 島	61	67	25	44	平 野	82	102	29	54	<p>7 メーターの選定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>メーターは、給水装置の使用実態を考慮して、適正な口径型式のものを次により選択し使用する。</p> </div> <p>(1) メーターの仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>型 式</th> <th>長さ (mm)</th> <th>適正使用流量範囲 (m³/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>接続流羽根車式（直読式）</td> <td>165</td> <td>0.10～1.0</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>接続流羽根車式（直読式）</td> <td>190</td> <td>0.20～1.6</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>接続流羽根車式（直読式）</td> <td>225</td> <td>0.23～2.5</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>接続流羽根車式（直読式）</td> <td>230</td> <td>0.40～4.0</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>たて型軸流羽根車式（液封直読式）</td> <td>245</td> <td>0.40～6.5</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>たて型軸流羽根車式（液封直読式）</td> <td>560</td> <td>1.25～17</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>たて型軸流羽根車式（液封直読式）</td> <td>630</td> <td>2.50～27.5</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>たて型軸流羽根車式（液封直読式）</td> <td>750</td> <td>4.00～44</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>電 磁 式</td> <td>1000</td> <td>2.50～500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ メーター用パッキンは、水道用ゴム（NBR）を使用する。 φ50～100については耳付とする。 ボルト・ナットは、ステンレス製とする。 メーターを設置する際の長さは、パッキン厚 6mm（両側分）を加算する。</p> <p>8 福島市の凍結指数及び凍結深</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>観測所</th> <th>凍結指数</th> <th>標高</th> <th>凍結深</th> <th>凍結期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福 島</td> <td>61</td> <td>67</td> <td>25</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>平 野</td> <td>82</td> <td>102</td> <td>29</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table> <p>・凍結防止のため、給水管の埋設深度は 40cm 以上とする。</p>	口径 (mm)	型 式	長さ (mm)	適正使用流量範囲 (m ³ /h)	13	接続流羽根車式（直読式）	165	0.10～1.0	20	接続流羽根車式（直読式）	190	0.20～1.6	25	接続流羽根車式（直読式）	225	0.23～2.5	30	接続流羽根車式（直読式）	230	0.40～4.0	40	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	245	0.40～6.5	50	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	560	1.25～17	75	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	630	2.50～27.5	100	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	750	4.00～44	150	電 磁 式	1000	2.50～500	観測所	凍結指数	標高	凍結深	凍結期間	福 島	61	67	25	44	平 野	82	102	29	54
口径 (mm)	型 式	長さ (mm)	適正使用流量範囲 (m ³ /h)																																																																																																												
13	接線流羽根車式（直読式）	165	0.10～1.0																																																																																																												
20	接線流羽根車式（直読式）	190	0.20～1.6																																																																																																												
25	接線流羽根車式（直読式）	225	0.23～2.5																																																																																																												
30	接線流羽根車式（直読式）	230	0.40～4.0																																																																																																												
40	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	245	0.40～6.5																																																																																																												
50	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	560	1.25～17.0																																																																																																												
75	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	630	2.50～27.5																																																																																																												
100	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	750	4.00～44.0																																																																																																												
150	電 磁 式	1000	2.50～500																																																																																																												
観測所	凍結指数	標高	凍結深	凍結期間																																																																																																											
福 島	61	67	25	44																																																																																																											
平 野	82	102	29	54																																																																																																											
口径 (mm)	型 式	長さ (mm)	適正使用流量範囲 (m ³ /h)																																																																																																												
13	接続流羽根車式（直読式）	165	0.10～1.0																																																																																																												
20	接続流羽根車式（直読式）	190	0.20～1.6																																																																																																												
25	接続流羽根車式（直読式）	225	0.23～2.5																																																																																																												
30	接続流羽根車式（直読式）	230	0.40～4.0																																																																																																												
40	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	245	0.40～6.5																																																																																																												
50	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	560	1.25～17																																																																																																												
75	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	630	2.50～27.5																																																																																																												
100	たて型軸流羽根車式（液封直読式）	750	4.00～44																																																																																																												
150	電 磁 式	1000	2.50～500																																																																																																												
観測所	凍結指数	標高	凍結深	凍結期間																																																																																																											
福 島	61	67	25	44																																																																																																											
平 野	82	102	29	54																																																																																																											

新旧対照表 (第6章 メーター)

改正後	改正前																																
<p>9 メーターきょうの設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) メーターきょうは、耐寒性メーターきょう (FRP) とし、必ず底板 (受板) と1組で使用し、メーターが適正に収まるよう据え付ける。</p> <p>(2) メーターきょうは、メーターの口径に適合し管理が容易にできるように設置する。</p> <p>(3) メーターきょうの上部は、仕上り面と同一の高さとする。</p> <p>(4) 口径 50mm 以上のメーターきょうは、FRP (小窓付) 又はコンクリート打設とし、枠については鋳鉄製 (FCD) の小窓付とする。</p> <p>(5) メーターきょうの裏に標示板 (白) を取付けし、種別ごと記入欄に黒文字で記入する。</p> </div> <p style="text-align: center;">標示板</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">部 屋 番 号</td> <td style="width: 15%;">棟 階</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 20%;">号 室</td> </tr> <tr> <td>施 工 年 月 日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施 工 業 者 名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連 絡 先 T E L</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	部 屋 番 号	棟 階		号 室	施 工 年 月 日		年 月 日		施 工 業 者 名				連 絡 先 T E L				<p>9 メーターきょうの設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) メーターきょうは、耐寒製メーターきょう (FRP) とし、必ず底板 (受板) と1組で使用し、メーターが適正に収まるよう据え付ける。</p> <p>(2) メーターきょうは、メーターの口径に適合し管理が容易にできるように設置する。</p> <p>(3) メーターきょうの上部は、仕上り面と同一の高さとする。</p> <p>(4) 口径 50mm 以上のメーターきょうは、FRP (小窓付) 又はコンクリート打設とし、枠については鋳鉄製 (FCD) の小窓付とする。</p> <p>(5) メーターきょうの裏には標示板 (白) を取付けし、種別ごと記入欄に黒文字で記入する。</p> </div> <p style="text-align: center;">標示板</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">部 屋 番 号</td> <td style="width: 15%;">棟 階</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 20%;">号 室</td> </tr> <tr> <td>施 工 年 月 日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施 工 業 者 名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連 絡 先 T E L</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	部 屋 番 号	棟 階		号 室	施 工 年 月 日		年 月 日		施 工 業 者 名				連 絡 先 T E L			
部 屋 番 号	棟 階		号 室																														
施 工 年 月 日		年 月 日																															
施 工 業 者 名																																	
連 絡 先 T E L																																	
部 屋 番 号	棟 階		号 室																														
施 工 年 月 日		年 月 日																															
施 工 業 者 名																																	
連 絡 先 T E L																																	
40 2026.4	40 2025.4																																

新旧対照表（第7章 水の安全・衛生対策）

改正後	改正前
<p>ウ 給水管は他の埋設物（埋設管、構造物の基礎等）より原則として 30cm 以上の間隔を確保し配管する。やむを得ず間隔がとれず近接して配管する場合には、給水管に発泡スチロール、ポリエチレンフォーム、耐腐蝕板等を施し、損傷防止を図る。</p> <p>③給水管の防護措置</p> <p>給水管が水路を横断する場合は、原則として水路等の下に給水装置を設置する。やむを得ず水路等を上越して設置する場合には、高水位以上の高さに設置し、かつ、さや管（金属製）等により、防護措置を講じる。また、空気弁等設置の協議をすること。</p> <p>上越しの場合</p>  <p>3 侵食（腐食）防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所にあつては、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置を講じる。 (基準省令第4条第1項)</p> <p>(2) 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属性の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を講じる。 (基準省令第4条第2項)</p> </div> <p style="text-align: center;">46</p> <p style="text-align: right;">2026.4</p>	<p>ウ 給水管は他の埋設物（埋設管、構造物の基礎等）より原則として 30cm 以上の間隔を確保し配管する。やむを得ず間隔がとれず近接して配管する場合には、給水管に発泡スチロール、ポリエチレンフォーム、耐腐蝕板等を施し、損傷防止を図る。</p> <p>③給水管の防護措置</p> <p>給水管が水路を横断する場合は、原則として水路等の下に給水装置を設置する。やむを得ず水路等を上越して設置する場合には、高水位以上の高さに設置し、かつ、さや管（金属製）等により、防護措置を講じる。また、空気弁等設置の協議をすること。</p> <p>上越しの場合</p>  <p>3 侵食（腐食）防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所にあつては、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置を講じる。 (基準省令第4条第1項)</p> <p>(2) 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属性の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を講じる。 (基準省令第4条第2項)</p> </div> <p style="text-align: center;">46</p> <p style="text-align: right;">2025.4</p>

改正後	改正前
<p>ウ 直結式給水対象外の建物の例</p> <p>(ア) 一時に多量の水を使用する施設又は使用水量の変動が大きい施設</p> <p>病院、医院、福祉施設、学校、ホテル、宿泊施設、工場、飲食店のある雑居ビル、24時間営業施設、コインランドリー等</p> <p>(イ) 有毒薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある施設</p> <p>メッキ工場、石油化学工場、生物科学研究施設、その他工業用ボイラー、業務用洗濯機、特殊器具等</p> <p>(ウ) 配水管の水圧変動があり、常時一定の水圧及び水量を必要とする建築物</p> <p>②受水槽式給水</p> <div data-bbox="264 587 949 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建物の階層が多い場合又は一時に多量の水を使用する場合は、受水槽を設置して給水する方式である。受水槽式給水は、配水管の水圧が変動しても給水圧、給水量を一定に保持できること、一時に多量の水使用が可能であること、断水時や災害時にも給水が確保できること、建物内の水使用の変動を吸収すること等の効果がある。</p> </div> <p>ア 次のような場合には受水槽式とすることが必要である。</p> <p>(ア) 学校、病院等で災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合。</p> <p>(イ) 一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいとき等に、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。</p> <p>(ウ) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。</p> <p>(エ) 有毒薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合。</p> <p>(オ) 申請時に使用用途が不明な区画のある建築物。</p> <p>イ 受水槽以降の給水方法には、「高置水槽式」「多段式高置水槽式」「圧力水槽式」「ポンプ直送式」がある。</p> <p>③直結・受水槽併用式</p> <div data-bbox="264 1027 949 1059" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一つの建物内で、直結式及び受水槽式の両方の給水方式を併用するものである。</p> </div> <p>給水方式を併用する場合は、以下の点に留意する。</p> <p>ア 同一建物内で使用用途が同一の場合は、併用できない。</p> <p>イ 同一建物内での併用は、使用用途が異なりそれぞれ独立した構造の場合にはできる。</p> <p>ウ 同一敷地内で給水方式を併用する場合の取出しは、各戸別取出しとすることができる。</p> <p>エ 給水方式を併用する場合は、クロスコネクション（誤接続）等の事故を防止する配管形態とする。</p> <p>オ 共同住宅に併設される店舗等がある場合は、住居と店舗等との併用はできる。ただし、それぞれが独立した構造となる場合に限る。</p> <p>カ 併用方式の維持管理を容易にするため、給水系統が識別できるよう配管等に表示を行う。</p>	<p>(ア) 一時に多量の水を使用する施設又は使用水量の変動が大きい施設</p> <p>病院、医院、福祉施設、学校、ホテル、飲食店中心の雑居ビル、24時間営業施設等</p> <p>(イ) 有毒薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある施設</p> <p>メッキ工場、石油化学工場、生物科学研究施設、その他工業用ボイラー、業務用洗濯機、特殊器具等</p> <p>(ウ) 配水管の水圧変動があり、常時一定の水圧及び水量を必要とする建築物</p> <p>②受水槽式給水</p> <div data-bbox="1261 536 1926 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建物の階層が多い場合又は一時に多量の水を使用する場合は、受水槽を設置して給水する方式である。</p> <p>受水槽式給水は、配水管の水圧が変動しても給水圧、給水量を一定に保持できること、一時に多量の水使用が可能であること、断水時や災害時にも給水が確保できること、建物内の水使用の変動を吸収すること等の効果がある。</p> </div> <p>ア 次のような場合には受水槽式とすることが必要である。</p> <p>(ア) 学校、病院等で災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合。</p> <p>(イ) 一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいとき等に、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。</p> <p>(ウ) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。</p> <p>(エ) 有毒薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合。</p> <p>(オ) 申請時に使用用途が不明な区画のある建築物。</p> <p>イ 受水槽以降の給水方法には、「高置水槽式」「多段式高置水槽式」「圧力水槽式」「ポンプ直送式」がある。</p> <p>③直結・受水槽併用式</p> <div data-bbox="1261 991 1926 1027" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一つの建物内で、直結式及び受水槽式の両方の給水方式を併用するものである。</p> </div> <p>給水方式を併用する場合は、以下の点に留意する。</p> <p>ア 同一建物内で使用用途が同一の場合は、併用できない。</p> <p>イ 同一建物内での併用は、使用用途が異なりそれぞれ独立した構造の場合にはできる。</p> <p>ウ 同一敷地内で給水方式を併用する場合の取出しは、各戸別取出しとすることができる。</p> <p>エ 給水方式を併用する場合は、クロスコネクション（誤接続）等の事故を防止する配管形態とする。</p> <p>オ 共同住宅に併設される店舗等がある場合は、住居と店舗等との併用はできる。ただし、それぞれが独立した構造となる場合に限る。</p> <p>カ 併用方式の維持管理を容易にするため、給水系統が識別できるよう配管等に表示を行う。</p>

新旧対照表（第8章 設計）

改正後	改正前
<p>④受水槽式給水から直結式給水への改造</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 受水槽方式から直結給水方式へ変更する場合は、給水装置の「構造及び材質の性能基準」に適合していること。</p> <p>イ 既設配管は再使用せず新設配管とすることが望ましい。 再利用率の場合は、既設配管の水圧試験、水質検査、管更生工事履歴等を十分調査することが必要である。</p> <p>ウ 対象建物、メーター設置等の配管についても、「本指針」に基づくものとする。</p> <p>エ 既設給水管を再利用し、新設給水管と接続するときは2段階程度までの増径とする。</p> </div> <p>(ア) 既設配管を直結給水装置として再利用することは、水圧上昇による漏水、赤水等の問題が発生するおそれがある。</p> <p>(イ) 再利用する場合は、構造・材質・管種・口径・給水用具類等の使用期間等を十分調査し、再利用する部分を最小限にする必要がある。</p> <p>4 計画使用水量</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計画使用水量は、給水管の管径、受水槽容量など給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途や面積、水の使用用途、使用人数、給水栓数等を考慮した上で決定する。</p> <p>計画使用水量の算定にあたっては、各種算定方法の特徴を踏まえて、使用実態に応じた方法を選択する。</p> </div> <p>(1) 直結式給水の計画使用水量</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①一戸建て等の場合</p> </div> <p>ア 同時使用水量の算定方法 同時に使用する給水用具を設定して算出する方法（一般住宅 25ℓ/一戸）</p> <p>(ア) 使用する全給水用具数から、表により同時使用給水用具数を決定し、給水用具別の瞬時最大流量を乗じて算出する方法である。 なお、給水用具の種類に関わらず1栓当たりを一律 12ℓ/min として扱ってもよい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1栓当たりの使用水量（表8-2）×同時水栓数（表8-1）</p> </div> <p>(イ) 標準化した同時使用水量により算出する方法 この方法は、給水用具の数と同時使用水量との関係について標準値から求める方法である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>給水用具の全使用水量（表8-2）÷給水用具総数×同時使用水量比（表8-4）</p> </div> <p>給水用具の使用水量（表8-2）を足し合わせて、同時に使用する給水用具合計から同時使用率を考慮した水栓数（表8-1）を求め、乗じて求める。</p>	<p>④受水槽式給水から直結式給水への改造</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 受水槽方式から直結給水方式へ変更する場合は、給水装置の「構造及び材質の性能基準」に適合していること。</p> <p>イ 既設配管は再使用せず新設配管とすることが望ましい。 再利用率の場合は、既設配管の水圧試験、水質検査、管更生工事履歴等を十分調査することが必要である。</p> <p>ウ 対象建物、メーター設置等の配管についても、「本指針」に基づくものとする。</p> <p>エ 既設給水管を再利用し、新設給水管と接続するときは2段階程度までの増径とする。</p> </div> <p>(ア) 既設配管を直結給水装置として再利用することは、水圧上昇による漏水、赤水等の問題が発生するおそれがある。</p> <p>(イ) 再利用する場合は、構造・材質・管種・口径・給水用具類等の使用期間等を十分調査し、再利用する部分を最小限にする必要がある。</p> <p>4 計画使用水量</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計画使用水量は、給水管の管径、受水槽容量など給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途や面積、水の使用用途、使用人数、給水栓数等を考慮した上で決定する。</p> <p>計画使用水量の算定にあたっては、各種算定方法の特徴を踏まえて、使用実態に応じた方法を選択する。</p> </div> <p>(1) 直結式給水の計画使用水量</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①一戸建て等の場合</p> </div> <p>ア 同時使用水量の算定方法 同時に使用する給水用具を設定して算出する方法</p> <p>(ア) 使用する全給水用具数から、表により同時使用給水用具数を決定し、給水用具別の瞬時最大流量を乗じて算出する方法である。 なお、給水用具の種類に関わらず1栓当たりを一律 12ℓ/min として扱ってもよい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1栓当たりの使用水量（表8-2）×同時水栓数（表8-1）</p> </div> <p>(イ) 標準化した同時使用水量により算出する方法 この方法は、給水用具の数と同時使用水量との関係について標準値から求める方法である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>給水用具の全使用水量（表8-2）÷給水用具総数×同時使用水量比（表8-4）</p> </div> <p>給水用具の使用水量（表8-2）を足し合わせて、同時に使用する給水用具合計から同時使用率を考慮した水栓数（表8-1）を求め、乗じて求める。</p>
<p>61</p> <p>2026.4</p>	<p>61</p> <p>2025.4</p>

新旧対照表（第8章 設計）

改正後

〈表8-1〉 同時使用率を考慮して定めた給水用具数

給水用具数	同時使用率を考慮した水栓数 (個)
1	1
2~4	2
5~10	3
11~15	4
16~20	5
21~30	6

※一般家庭以外（商店、工場、事務所等）において同時使用率が高い場合は、手洗い、便器等用途ごとの同時使用率をみる場合に適用する。その他については、そのつど決定する。

※31 栓以上については、10 栓毎にプラス1 栓とする。

〈表8-2〉 用途別使用水量と給水用具の口径

用途	使用水量 (L/分)	対応する給水栓の口径 (mm)	備考	
台所流し	12~40	13~20	1 回 (4~6 秒) の吐出量 2~3ℓ	
洗濯流し	12~40	13~20		
洗面器	8~15	13~20		
浴槽 (和式)	20~40	13~20		
浴槽 (洋式)	30~60	20~25		
シャワー	8~15	13~20		
小便器 (洗浄水槽)	12~20	13~20		
小便器 (洗浄弁)	15~30	13~20		
大便器 (洗浄水槽)	12~20	13~20		
大便器 (洗浄弁)	70~130	25~30		1 回 (8~12 秒) の吐出量 13.5~16.5ℓ
手洗器	5~10	13~20		
消火栓 (小型)	130~260	40~50		
散水	15~40	13~20		
洗車	35~65	20~25	業務用	

※節水型の機器は協議の上、カタログ添付

〈表8-3〉 給水栓の標準流量 (0.196Mpa)

給水栓口径 (mm)	13	20	25
標準流量 (L/min)	17	40	65

〈表8-4〉 給水用具数と同時使用水量比

水栓数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0

住居専用の建物においては、メーター口径 13mm で 7 栓以下、メーター口径 20mm で 14 栓以下の場合、水理計算は省略できる。

ただし、給水管延長が長い場合は水理計算を行い、適正給水管口径を設計する。

改正前

〈表8-1〉 同時使用率を考慮して定めた給水用具数

給水用具数	同時使用率を考慮した水栓数 (個)
1	1
2~4	2
5~10	3
11~15	4
16~20	5
21~30	6

※一般家庭以外（商店、工場、事務所等）において同時使用率が高い場合は、手洗い、便器等用途ごとの同時使用率をみる場合に適用する。その他については、そのつど決定する。

※31 栓以上については、10 栓毎にプラス1 栓とする。

〈表8-2〉 用途別使用水量と給水用具の口径

用途	使用水量 (L/分)	対応する給水栓の口径 (mm)	備考	
台所流し	12~40	13~20	1 回 (4~6 秒) の吐出量 2~3ℓ	
洗濯流し	12~40	13~20		
洗面器	8~15	13		
浴槽 (和式)	20~40	13~20		
浴槽 (洋式)	30~60	20~25		
シャワー	8~15	13		
小便器 (洗浄水槽)	12~20	13		
小便器 (洗浄弁)	15~30	13		
大便器 (洗浄水槽)	12~20	13		
大便器 (洗浄弁)	70~130	25		1 回 (8~12 秒) の吐出量 13.5~16.5ℓ
手洗器	5~10	13		
消火栓 (小型)	130~260	40~50		
散水	15~40	13~20		
洗車	35~65	20~25	業務用	

※節水型の機器は協議の上、カタログ添付

〈表8-3〉 給水栓の標準流量

給水栓口径 (mm)	13	20	25
標準流量 (L/min)	17	40	65

〈表8-4〉 給水用具数と同時使用水量比

水栓数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0

住居専用の建物においては、メーター口径 13mm で 7 栓以下、メーター口径 20mm で 14 栓以下の場合、水理計算は省略できる。

ただし、給水管延長が長い場合は水理計算を行い、適正給水管口径を設計する。

新旧対照表（第8章 設計）

改正後	改正前																																																												
<p>イ 共同給水管の使用水量算定方式 (ア) 各戸使用水量と給水戸数の同時使用戸数率により算出する方法 直結式給水で2戸以上の複戸数の住宅に給水する共同給水管の口径決定に用いる水量を 求める方法である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $1 \text{ 戸の使用水量 (} \ell/\text{分) } \times \text{ 戸数 (戸) } \times \text{ 同時使用戸数率 (表8-5)}$ </div> <p>〈表8-5〉 給水戸数を考慮した同時使用戸数率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>戸数 (戸)</th> <th>同時使用戸数率 (%)</th> <th>戸数 (戸)</th> <th>同時使用戸数率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~3</td> <td>100</td> <td>31~ 40</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>4~10</td> <td>90</td> <td>41~ 60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>11~20</td> <td>80</td> <td>61~ 80</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>21~30</td> <td>70</td> <td>81~100</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 一般家庭において 25L/分程度の流量を考慮したときの同時使用率である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>②共同住宅等における同時使用水量の算定方法</p> </div> <p>ア 戸数から同時使用水量を予測する算定式を求める方法 (表8-6)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">10 戸未満</td> <td style="text-align: right;">$Q = 42N^{0.33}$</td> </tr> <tr> <td>10 戸以上 600 戸未満</td> <td style="text-align: right;">$Q = 19N^{0.67}$</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">ただし、Q：同時使用水量 (ℓ/min) N：戸数</p> <p style="text-align: center;">この算定式は「優良住宅部品認定基準 B L 規格」による。</p> </div> <p>イ 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を求める方法 (表8-7)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 ~ 30 (人)</td> <td style="text-align: right;">$Q = 26P^{0.36}$</td> </tr> <tr> <td>31 ~ 200 (人)</td> <td style="text-align: right;">$Q = 13P^{0.56}$</td> </tr> <tr> <td>201 ~ 2000 (人)</td> <td style="text-align: right;">$Q = 6.9P^{0.67}$</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">ただし、Q：同時使用水量 (ℓ/min) P：人数 (人)</p> <p style="text-align: center;">なお、ワンルームタイプ 1 戸当たり 2.0 人 ファミリータイプ 1 戸当たり 3.4 人とする。 東京都水道局「居住人数から計画使用水量を予想する算定式」による。</p> </div>	戸数 (戸)	同時使用戸数率 (%)	戸数 (戸)	同時使用戸数率 (%)	1~3	100	31~ 40	65	4~10	90	41~ 60	60	11~20	80	61~ 80	55	21~30	70	81~100	50	10 戸未満	$Q = 42N^{0.33}$	10 戸以上 600 戸未満	$Q = 19N^{0.67}$	1 ~ 30 (人)	$Q = 26P^{0.36}$	31 ~ 200 (人)	$Q = 13P^{0.56}$	201 ~ 2000 (人)	$Q = 6.9P^{0.67}$	<p>イ 共同給水管の使用水量算定方式 (ア) 各戸使用水量と給水戸数の同時使用戸数率により算出する方法 直結式給水で2戸以上の複戸数の住宅に給水する共同給水管の口径決定に用いる水量を 求める方法である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $1 \text{ 戸の使用水量 (} \ell/\text{分) } \times \text{ 戸数 (戸) } \times \text{ 同時使用戸数率 (表8-5)}$ </div> <p>〈表8-5〉 給水戸数を考慮した同時使用戸数率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>戸数 (戸)</th> <th>同時使用戸数率 (%)</th> <th>戸数 (戸)</th> <th>同時使用戸数率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~3</td> <td>100</td> <td>31~ 40</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>4~10</td> <td>90</td> <td>41~ 60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>11~20</td> <td>80</td> <td>61~ 80</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>21~30</td> <td>70</td> <td>81~100</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 一般家庭において 25L/分程度の流量を考慮したときの同時使用率である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>②共同住宅等における同時使用水量の算定方法</p> </div> <p>ア 戸数から同時使用水量を予測する算定式を求める方法 (表8-6)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">10 戸未満</td> <td style="text-align: right;">$Q = 42N^{0.33}$</td> </tr> <tr> <td>10 戸以上 600 戸未満</td> <td style="text-align: right;">$Q = 19N^{0.67}$</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">ただし、Q：同時使用水量 (L/min) N：戸数</p> <p style="text-align: center;">この算定式は「優良住宅部品認定基準 B L 規格」による。</p> </div> <p>イ 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を求める方法 (表8-7)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 ~ 30 (人)</td> <td style="text-align: right;">$Q = 26P^{0.36}$</td> </tr> <tr> <td>31 ~ 200 (人)</td> <td style="text-align: right;">$Q = 13P^{0.56}$</td> </tr> <tr> <td>201 ~ 2000 (人)</td> <td style="text-align: right;">$Q = 6.9P^{0.67}$</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">ただし、Q：同時使用水量 (L/min) P：人数 (人)</p> <p style="text-align: center;">なお、ワンルームタイプ 1 戸当たり 2.0 人 ファミリータイプ 1 戸当たり 3.4 人とする。 東京都水道局「居住人数から計画使用水量を予想する算定式」による。</p> </div>	戸数 (戸)	同時使用戸数率 (%)	戸数 (戸)	同時使用戸数率 (%)	1~3	100	31~ 40	65	4~10	90	41~ 60	60	11~20	80	61~ 80	55	21~30	70	81~100	50	10 戸未満	$Q = 42N^{0.33}$	10 戸以上 600 戸未満	$Q = 19N^{0.67}$	1 ~ 30 (人)	$Q = 26P^{0.36}$	31 ~ 200 (人)	$Q = 13P^{0.56}$	201 ~ 2000 (人)	$Q = 6.9P^{0.67}$
戸数 (戸)	同時使用戸数率 (%)	戸数 (戸)	同時使用戸数率 (%)																																																										
1~3	100	31~ 40	65																																																										
4~10	90	41~ 60	60																																																										
11~20	80	61~ 80	55																																																										
21~30	70	81~100	50																																																										
10 戸未満	$Q = 42N^{0.33}$																																																												
10 戸以上 600 戸未満	$Q = 19N^{0.67}$																																																												
1 ~ 30 (人)	$Q = 26P^{0.36}$																																																												
31 ~ 200 (人)	$Q = 13P^{0.56}$																																																												
201 ~ 2000 (人)	$Q = 6.9P^{0.67}$																																																												
戸数 (戸)	同時使用戸数率 (%)	戸数 (戸)	同時使用戸数率 (%)																																																										
1~3	100	31~ 40	65																																																										
4~10	90	41~ 60	60																																																										
11~20	80	61~ 80	55																																																										
21~30	70	81~100	50																																																										
10 戸未満	$Q = 42N^{0.33}$																																																												
10 戸以上 600 戸未満	$Q = 19N^{0.67}$																																																												
1 ~ 30 (人)	$Q = 26P^{0.36}$																																																												
31 ~ 200 (人)	$Q = 13P^{0.56}$																																																												
201 ~ 2000 (人)	$Q = 6.9P^{0.67}$																																																												
63	63																																																												
2026.4	2025.4																																																												

新旧対照表（第8章 設計）

改正後	改正前																																																																																				
<p>計画一日使用水量の算定には、次の方法がある。</p> <p>①使用人員から算出する場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">1人1日当たり使用水量（表8-9） × 使用人員</div> <p>②使用人員が把握できない場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">単位床面積当たり使用水量（表8-9） × 延床面積</div> <p>③その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">使用実績等による積算</div> <p>（表8-9）にない業態等については、使用実態及び類似した業態等の使用水量実績等を調査して求める方法。</p> <p>また、実績資料等がない場合でも、例えば用途別及び使用給水用具ごとに使用水量を積み上げて求める方法、既設の受水槽等の更新にあたり、使用水量を実績から求める場合は、過去2年間の実績と将来の給水計画を加味して求めることができる。</p> <p>なお、受水槽容量は、計画一日使用水量の 4/10 以上を標準とする。</p> <p>〈表8-9〉 建物種類別単位給水量・使用時間・使用人員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>建物種類</th> <th>単位給水量 (1日当たり)</th> <th>使用時間 (hd)</th> <th>注 記</th> <th>有効面積当たりの人員など</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">戸建住宅 共同住宅</td> <td>300ℓ</td> <td>10</td> <td rowspan="2">居住者1人当たり 居住者1人当たり</td> <td>0.16 人/㎡</td> <td>3.4人/戸</td> </tr> <tr> <td>300ℓ</td> <td>15</td> <td>0.16 人/㎡</td> <td>1K・・・1人/戸 1DK・・・2人/戸 2DK～3.4人/戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">官公庁・事務所 独身寮</td> <td>20ℓ/㎡</td> <td rowspan="2">9 10</td> <td rowspan="2">延べ面積1㎡当たり 在勤者1人当たり 居住者1人当たり</td> <td rowspan="2">0.2 人/㎡</td> <td rowspan="2">人員 100ℓ/人 社員食堂・テナント 等は別途加算</td> </tr> <tr> <td>100ℓ/人 400ℓ/人</td> </tr> <tr> <td>総合病院 透析病院</td> <td>600ℓ～900/床</td> <td>16</td> <td>延べ面積1㎡当たり</td> <td></td> <td>設備内容などにより 詳細に検討する</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ホテル 旅館 モーテル</td> <td rowspan="2">360ℓ～500/人</td> <td rowspan="2">10</td> <td rowspan="2">大浴場等がある場合は 別途加算</td> <td rowspan="2"></td> <td>設備内容などにより 詳細に検討する</td> </tr> <tr> <td>従業員 100ℓ/人</td> </tr> <tr> <td>福祉施設</td> <td>350ℓ/人</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td>従業員 100ℓ/人</td> </tr> </tbody> </table>	建物種類	単位給水量 (1日当たり)	使用時間 (hd)	注 記	有効面積当たりの人員など	備 考	戸建住宅 共同住宅	300ℓ	10	居住者1人当たり 居住者1人当たり	0.16 人/㎡	3.4人/戸	300ℓ	15	0.16 人/㎡	1K・・・1人/戸 1DK・・・2人/戸 2DK～3.4人/戸	官公庁・事務所 独身寮	20ℓ/㎡	9 10	延べ面積1㎡当たり 在勤者1人当たり 居住者1人当たり	0.2 人/㎡	人員 100ℓ/人 社員食堂・テナント 等は別途加算	100ℓ/人 400ℓ/人	総合病院 透析病院	600ℓ～900/床	16	延べ面積1㎡当たり		設備内容などにより 詳細に検討する	ホテル 旅館 モーテル	360ℓ～500/人	10	大浴場等がある場合は 別途加算		設備内容などにより 詳細に検討する	従業員 100ℓ/人	福祉施設	350ℓ/人	10			従業員 100ℓ/人	<p>計画一日使用水量の算定には、次の方法がある。</p> <p>①使用人員から算出する場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">1人1日当たり使用水量（表8-9） × 使用人員</div> <p>②使用人員が把握できない場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">単位床面積当たり使用水量（表8-9） × 延床面積</div> <p>③その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">使用実績等による積算</div> <p>（表8-9）にない業態等については、使用実態及び類似した業態等の使用水量実績等を調査して求める方法。</p> <p>また、実績資料等がない場合でも、例えば用途別及び使用給水用具ごとに使用水量を積み上げて求める方法、既設の受水槽等の更新にあたり、使用水量を実績から求める場合は、過去2年間の実績と将来の給水計画を加味して求めることができる。</p> <p>なお、受水槽容量は、計画一日使用水量の 4/10 以上を標準とする。</p> <p>〈表8-9〉 建物種類別単位給水量・使用時間・使用人員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>建物種類</th> <th>単位給水量 (1日当たり)</th> <th>使用時間 (hd)</th> <th>注 記</th> <th>有効面積当たりの人員など</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">戸建住宅 共同住宅</td> <td>300ℓ</td> <td>10</td> <td rowspan="2">居住者1人当たり 居住者1人当たり</td> <td>0.16 人/㎡</td> <td>3.4人/戸</td> </tr> <tr> <td>300ℓ</td> <td>15</td> <td>0.16 人/㎡</td> <td>1K・・・1人/戸 1DK・・・2人/戸 2DK～3.4人/戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">官公庁・事務所 独身寮</td> <td>20ℓ/㎡</td> <td rowspan="2">9 10</td> <td rowspan="2">延べ面積1㎡当たり 在勤者1人当たり 居住者1人当たり</td> <td rowspan="2">0.2 人/㎡</td> <td rowspan="2">人員 100ℓ/人 社員食堂・テナント 等は別途加算</td> </tr> <tr> <td>100ℓ/人 400ℓ/人</td> </tr> <tr> <td>総合病院 透析病院</td> <td>600ℓ～900/床</td> <td>16</td> <td>延べ面積1㎡当たり</td> <td></td> <td>設備内容などにより 詳細に検討する</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ホテル 旅館 モーテル</td> <td rowspan="2">360ℓ～500/人</td> <td rowspan="2">10</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>設備内容などにより 詳細に検討する</td> </tr> <tr> <td>従業員 100ℓ/人</td> </tr> <tr> <td>福祉施設</td> <td>350ℓ/人</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td>従業員 100ℓ/人</td> </tr> </tbody> </table>	建物種類	単位給水量 (1日当たり)	使用時間 (hd)	注 記	有効面積当たりの人員など	備 考	戸建住宅 共同住宅	300ℓ	10	居住者1人当たり 居住者1人当たり	0.16 人/㎡	3.4人/戸	300ℓ	15	0.16 人/㎡	1K・・・1人/戸 1DK・・・2人/戸 2DK～3.4人/戸	官公庁・事務所 独身寮	20ℓ/㎡	9 10	延べ面積1㎡当たり 在勤者1人当たり 居住者1人当たり	0.2 人/㎡	人員 100ℓ/人 社員食堂・テナント 等は別途加算	100ℓ/人 400ℓ/人	総合病院 透析病院	600ℓ～900/床	16	延べ面積1㎡当たり		設備内容などにより 詳細に検討する	ホテル 旅館 モーテル	360ℓ～500/人	10			設備内容などにより 詳細に検討する	従業員 100ℓ/人	福祉施設	350ℓ/人	10			従業員 100ℓ/人
建物種類	単位給水量 (1日当たり)	使用時間 (hd)	注 記	有効面積当たりの人員など	備 考																																																																																
戸建住宅 共同住宅	300ℓ	10	居住者1人当たり 居住者1人当たり	0.16 人/㎡	3.4人/戸																																																																																
	300ℓ	15		0.16 人/㎡	1K・・・1人/戸 1DK・・・2人/戸 2DK～3.4人/戸																																																																																
官公庁・事務所 独身寮	20ℓ/㎡	9 10	延べ面積1㎡当たり 在勤者1人当たり 居住者1人当たり	0.2 人/㎡	人員 100ℓ/人 社員食堂・テナント 等は別途加算																																																																																
	100ℓ/人 400ℓ/人																																																																																				
総合病院 透析病院	600ℓ～900/床	16	延べ面積1㎡当たり		設備内容などにより 詳細に検討する																																																																																
ホテル 旅館 モーテル	360ℓ～500/人	10	大浴場等がある場合は 別途加算		設備内容などにより 詳細に検討する																																																																																
					従業員 100ℓ/人																																																																																
福祉施設	350ℓ/人	10			従業員 100ℓ/人																																																																																
建物種類	単位給水量 (1日当たり)	使用時間 (hd)	注 記	有効面積当たりの人員など	備 考																																																																																
戸建住宅 共同住宅	300ℓ	10	居住者1人当たり 居住者1人当たり	0.16 人/㎡	3.4人/戸																																																																																
	300ℓ	15		0.16 人/㎡	1K・・・1人/戸 1DK・・・2人/戸 2DK～3.4人/戸																																																																																
官公庁・事務所 独身寮	20ℓ/㎡	9 10	延べ面積1㎡当たり 在勤者1人当たり 居住者1人当たり	0.2 人/㎡	人員 100ℓ/人 社員食堂・テナント 等は別途加算																																																																																
	100ℓ/人 400ℓ/人																																																																																				
総合病院 透析病院	600ℓ～900/床	16	延べ面積1㎡当たり		設備内容などにより 詳細に検討する																																																																																
ホテル 旅館 モーテル	360ℓ～500/人	10			設備内容などにより 詳細に検討する																																																																																
					従業員 100ℓ/人																																																																																
福祉施設	350ℓ/人	10			従業員 100ℓ/人																																																																																
66	66																																																																																				
2026.4	2025.4																																																																																				

改正後

(5) 各種給水用具等の損失水頭の直管換算表

種別 口径 (mm)	分岐 箇所	分水 栓	仕切弁 スリッ スバル プ	ボール 止水栓	逆止弁 付止水 栓	メー ター	水 抜栓	給水 栓	チーズ (T字管)		エルボ		玉形弁 ボール タップ	定水 位弁	異径
									直流	分流	90°	45°			
13	0.5	0.9	0.12	0.12	4.5	3.0	3.0	3.0	0.18	0.90	0.60		4.5		0.5
20	0.5	1.7	0.15	0.15	6.0	7.0	4.0	8.0	0.24	1.20	0.75		6.0		0.5
25	0.5	1.7	0.18	0.18	7.5	12.0	5.0	8.0	0.27	1.50	0.90		7.5	9.2	0.5
30	1.0	3.9	0.24	0.24	10.5	24.0	8.0		0.36	1.80	1.20		8.0	11.9	1.0
40	1.0	4.7	0.30	0.30	13.5	20.0	11.0		0.45	2.10	1.50		11.0	13.9	1.0
50	1.0	6.2	0.39		16.5	20.0	15.0		0.60	3.00	2.10		15.0	17.6	1.0
75	1.0		0.63			25.0			0.90	4.50	3.00	1.80	24.0	26.9	1.0
100	1.0		0.81			30.0			1.20	6.30	4.20	2.40	37.5	35.1	1.0
150	1.0		1.20			90.0			1.80	9.00	6.00	3.60	49.5	51.7	1.0

※メーターの換算は製造会社資料による

(6) メーター型式別使用流量基準 (2013 改正)

型式	口径 (mm)	適正使用流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容範囲流量 (m ³ /h)		1日当たりの使用量 (m ³ /日)			月間使用量 (m ³ /月)
			1時間/日以内 使用の場合	瞬時的使用の場合	1日使用時間の合計が			
					5時間のとき	10時間のとき	24時間のとき	
接続流 羽根車式	13	0.1 ~ 1.0	1.5	1.5 ~ 2.5	4.5	7	12	100
	20	0.2 ~ 1.6	2.5	3.0 ~ 4.0	7	12	20	170
	25	0.23 ~ 2.5	4.0	4.0 ~ 6.3	11	18	30	260
	30	0.4 ~ 4.0	6.0	6.0 ~ 10.0	18	30	50	420
たて型軸流 羽根車式	40	0.4 ~ 6.5	9.0	12.0 ~ 16.0	28	44	80	700
	50	1.25 ~ 17.0	30.0	50	87	140	250	2,600
	75	2.5 ~ 27.5	47.0	78	138	218	390	4,100
	100	4.0 ~ 44.0	74.5	125	218	345	620	6,600
電磁式	150	2.5 ~ 500.0	400.0	500	2,000	400	7,800	23,400

※水道メーターの選び方 ((社) 日本水道協会) 及びメーター製造会社資料

改正前

(5) 各種給水用具等の損失水頭の直管換算表

種別 口径 (mm)	分岐 箇所	分水 栓	仕切弁 スリッ スバル プ	ボール 止水栓	逆止弁 付止水 栓	メー ター	水 抜栓	給水 栓	チーズ (T字管)		エルボ		玉形弁 ボール タップ	定水 位弁	異径
									直流	分流	90°	45°			
13	0.5	0.9	0.12	0.12	4.5	3.0	3.0	3.0	0.18	0.90	0.60		4.5		0.5
20	0.5	1.7	0.15	0.15	6.0	7.0	4.0	8.0	0.24	1.20	0.75		6.0		0.5
25	0.5	1.7	0.18	0.18	7.5	12.0	5.0	8.0	0.27	1.50	0.90		7.5	9.2	0.5
30	1.0	3.9	0.24	0.24	10.5	24.0	8.0		0.36	1.80	1.20		8.0	11.9	1.0
40	1.0	4.7	0.30	0.30	13.5	20.0	11.0		0.45	2.10	1.50		11.0	13.9	1.0
50	1.0	6.2	0.39		16.5	20.0	15.0		0.60	3.00	2.10		15.0	17.6	1.0
75	1.0		0.63			25.0			0.90	4.50	3.00	1.80	24.0	26.9	1.0
100	1.0		0.81			30.0			1.20	6.30	4.20	2.40	37.5	35.1	1.0
150	1.0		1.20			90.0			1.80	9.00	6.00	3.60	49.5	51.7	1.0

※メーターの換算は製造会社資料による

(6) メーター型式別使用流量基準 (2013 改正)

型式	口径 (m)	適正使用流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容範囲流量 (m ³ /h)		1日当たりの使用量 (m ³ /日)			月間使用量 (m ³ /月)
			1時間/日以内 使用の場合	瞬時的使用の場合	1日使用時間の合計が			
					5時間のとき	10時間のとき	24時間のとき	
接続流 羽根車式	13	0.1 ~ 1.0	1.5	1.5 ~ 2.5	4.5	7	12	100
	20	0.2 ~ 1.6	2.5	3.0 ~ 4.0	7	12	20	170
	25	0.23 ~ 2.5	4.0	4.0 ~ 6.3	11	18	30	260
	30	0.4 ~ 4.0	6.0	6.0 ~ 10.0	18	30	50	420
たて型軸流 羽根車式	40	0.4 ~ 6.5	9.0	12.0 ~ 16.0	28	44	80	700
	50	1.25 ~ 17.0	30.0	50	87	140	250	2,600
	75	2.5 ~ 27.5	47.0	78	138	218	390	4,100
	100	4.0 ~ 44.0	74.5	125	218	345	620	6,600
電磁式	150	2.5 ~ 500.0	400.0	500	2,000	400	7,800	23,400

※水道メーターの選び方 ((社) 日本水道協会) 及びメーター製造会社資料

新旧対照表（第8章 設計）

改正後

（7）メーター口径別の同時使用率を考慮した基準水栓数

メーター口径 (mm)	使用水量 (ℓ/分) 適正	一時的使用の 許容流量 (ℓ/分)	同時使用の水栓数 (個)	同時使用率を考慮した水栓数 (個)
13	1.6 ~ 13.3	25~41	1.5	1~7
20	3.3 ~ 26.6	50~66	2.0	8~14
25	3.8 ~ 41.6	66~105	2.0~3.0	15 以上 水理計算にて決定
30	6.6 ~ 66.6	100~166	3.0~6.0	
40	6.6 ~108.3	200~266	6.0~7.0	
50	20.8 ~283.3	833	受水槽方式の場合	

※メーター口径が20mmの場合、水栓数が13・14栓の時は主要な給水管を25mmで配管すること。

改正前

（7）メーター口径別の同時使用率を考慮した基準水栓数

メーター口径 (mm)	使用水量 (ℓ/分) 適正	一時的使用の 許容流量 (ℓ/分)	同時使用の 水栓数 (個)	同時使用率を考慮した 水栓数 (個)
13	1.6~13.3	25~41	1.5	1~7
20	3.3~26.6	50~66	2.0	88~14
25	3.8~41.6	66~105	2.0~3.0	15 以上 水理計算にて決定
30	6.6~66.6	100~166	3.0~6.0	
40	6.6~108.3	200~266	6.0~7.0	
50	20.8~283.3	833	受水槽方式の場合	

※メーター口径が20mmの場合、水栓数が13・14栓の時は主要な給水管を25mmで配管すること。

新旧対照表（第9章 製図）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第9章 製図</p> <p>1 図面の作成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>図面は給水装置計画の技術表現であり、工事施行の際の基礎であるとともに、給水装置の適切な維持管理のための必須の資料であるので、明確、かつ容易に理解できるものとする。</p> </div> <p>(1) 図面は、給水する家屋等への給水管の布設状況等を図示するものであり、維持管理の技術的な基礎的資料として使用するものである。</p> <p>図面の基本的な書き方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①図面の規格</p> <p>ア 申込書へ印刷し提出する際は、B4縦（ISO 216）とする。</p> <p>②縮尺</p> <p>ア 縮尺は、100分の1、150分の1、200分の1を基本とするが、大規模工事のため指定用紙内に収めることができない場合は、縮尺500分の1をもって作成する。</p> <p>また、協議にて縮尺を決めることもできる。</p> <p>③文字</p> <p>ア 文字は明確に書き、漢字は楷書とする。</p> <p>イ 文章は左横書きとする。</p> <p>ウ フォントはUD書体を使用すること</p> <p>④平面図</p> <p>平面図には給水装置の他に建物の間取り配置及び大きさ、公道及び私道の区別、道路の幅、川幅、側溝、舗装種別、歩車道の区別、公有地・私有地・共有地・水道用地の幅、境界線、配水管の口径、管種等を一定の正しい縮尺により記入、明記する。</p> <p>ア 方位は、北が図面の上方になるように表示する。</p> <p>イ 道路及び側溝幅員、分岐位置、弁栓類には寸法（オフセット3点から測定）を記入する。</p> <p>ウ 長さの単位は全てm、口径の単位はmmを使用する。</p> <p>エ 配水管および給水管が50mm以上の場合は、口径別表示記号をもって記入する。</p> <p>オ 配水管及び給水管の管種、口径、寸法及び位置を既設配管含め記入する。</p> <p>カ 局部的に説明を加える必要がある場合は、詳細図を添付する。</p> <p>キ 50mm以上の水道管より、配管を図に記入する。</p> <p>ク 既設給水管がある場合、給水管からの出水及び水量確認を記入する。</p> <p>⑤断面図</p> <p>断面図には、公道及び私道の区別、道路の幅、側溝、舗装種別、歩車道の区別、公有地・私有地・共有地・水道用地の幅、配水管・給水管の口径、管種、寸法及び埋設深度等を記入する。</p> <p>⑥位置図</p> <p>位置図には、主たる道路、建物等を基準として、目標物を明示し、方位を記入する。</p> <p>ただし、縮尺は指定しない。</p> <p>⑦立面図</p> <p>立面図は通常45度の傾斜で縮尺は現実の寸法に関係なく判断しやすいように表し、各箇所使用する管や水栓の種類、口径、管種を正確に記入する。</p> <p>⑧その他当該工事に必要となる事項は、全て記入する。</p> <p>⑨受水槽式給水の場合の図面は、直結給水部分（受水槽まで）と受水槽以下に分けて色を変更し記入する。</p> </div>	

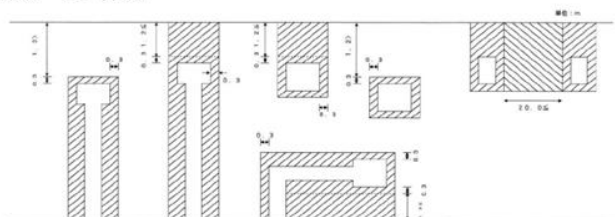
改正後

(7) 本復旧

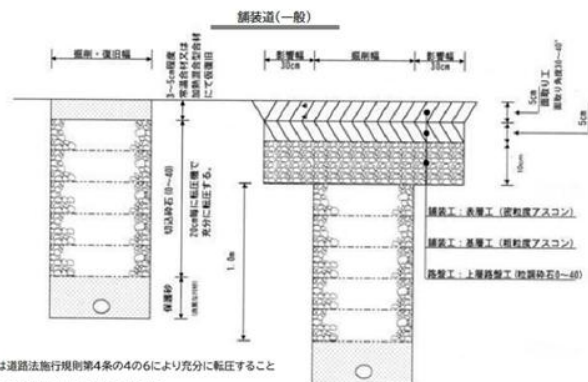
本復旧は、道路管理者の指示に従い、埋戻し完了後速やかに行う。

- ①本復旧は、仮復旧後標準図により速やかに施工する。
- ②施工箇所に路面標示及び区画線がある場合は、本復旧後速やかに原形に復旧する。
- ③砂利道の場合、路面用碎石(25~0mm)をもって掘削幅、又は掘削面積の2.5倍を復旧する。
ただし、厚さは地盤より10cmとする。

市道の場合(標準図)
<図2-1>(平面)



<図2-2>(断面)



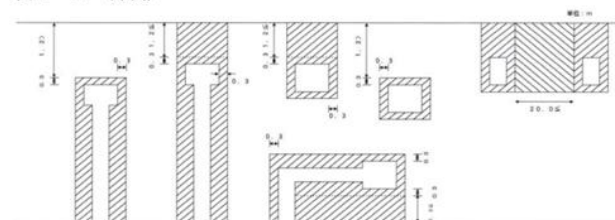
改正前

(7) 本復旧

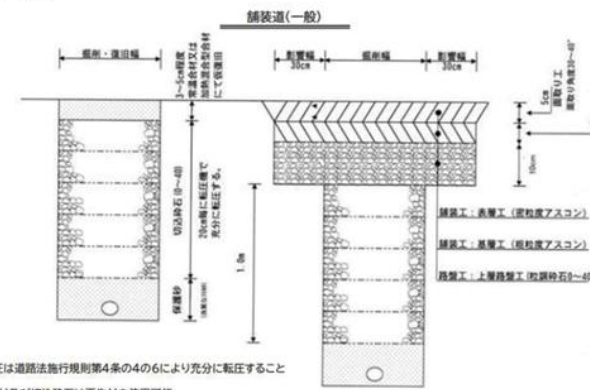
本復旧は、道路管理者の指示に従い、埋戻し完了後速やかに行う。

- ①本復旧は、仮復旧後標準図により速やかに施工する。
- ②施工箇所に路面標示及び区画線がある場合は、本復旧後速やかに原形に復旧する。
- ③砂利道の場合、路面用碎石(25~0mm)をもって掘削幅、又は掘削面積の2.5倍を復旧する。
ただし、厚さは地盤より10cmとする。

市道の場合(標準図)
<図2-1>(平面)



<図2-2>(断面)



新旧対照表（第10章 給水装置の施工）

改正後	改正前
<p>3 現場管理</p> <p>関係法令を遵守するとともに、常に工事の安全に留意し、現場管理を適切に行い、事故防止に努める。</p> <p>(1) 工事の施工にあたっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して工事管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努める。</p> <p>4 配管工事</p> <p>(1) 配管の基本</p> <p>①設置場所の荷重条件に応じ、土圧、輪荷重その他の荷重に対し、十分な耐力を有する構造及び材質の給水装置を選定する。</p> <p>②配管の材料は、配管場所に応じた管種及び将来の維持管理等を考慮して選定する。</p> <p>③事故防止のため、他の埋設物との間隔を原則として30cm以上確保する。</p> <p>④給水管の配管は、原則として直管及び継手を接続することにより行う。施工上やむを得ず曲げ加工を行う場合には、管材質に応じた適正な加工を行う。</p> <p>⑤給水本管の末端部には排水弁を設置し、その先に逆止弁を設けること。なお、配管上において著しく頂部となる箇所には、空気弁を設ける。</p> <p>⑥河川・水路等を横断する場合は、伏越し又は添架とする。添架の場合は、その手前にボール止水栓又はバルブ等を設け橋梁添架の場合は、適切な間隔において指示金具等で固定する。</p> <p>⑦擁壁等の法肩、法尻に平行する近接配管は避ける。</p> <p>⑧家屋の主配管は、家屋の基礎の外回りに布設することを原則とする。</p> <p>⑨宅地内の配管は、できるだけ直線配管とする。</p> <p>⑩汚水設備等に近接して配管することは避ける。</p> <p>⑪配水管の水圧が高い場合は、減圧弁、定流量弁を、貯湯湯沸器にあたっては、減圧弁又は安全弁（逃し弁）を設置する。</p> <p>⑫屋内外の横走り等に露出配管する場合は、2m以内の間隔で固定し、横走り配管は1/100以上の先上がり勾配をとる。</p> <p>⑬地階あるいは2階以上に配管する場合は、原則として各階の配管ごとに水抜栓やバルブ等を取り付ける。</p> <p>⑭立上り管については、寒冷地の特性から、凍結、破裂、解氷等の理由によりポリエチレン粉体ライニング鋼管を使用する。</p> <p>⑮凍結防止のため管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の給水用具を設置する。</p>	<p>3 現場管理</p> <p>関係法令を遵守するとともに、常に工事の安全に留意し、現場管理を適切に行い、事故防止に努める。</p> <p>(1) 工事の施工にあたっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して工事管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努める。</p> <p>4 配管工事</p> <p>(1) 配管の基本</p> <p>①設置場所の荷重条件に応じ、土圧、輪荷重その他の荷重に対し、十分な耐力を有する構造及び材質の給水装置を選定する。</p> <p>②配管の材料は、配管場所に応じた管種及び将来の維持管理等を考慮して選定する。</p> <p>③事故防止のため、他の埋設物との間隔を原則として30cm以上確保する。</p> <p>④給水管の配管は、原則として直管及び継手を接続することにより行う。施工上やむを得ず曲げ加工を行う場合には、管材質に応じた適正な加工を行う。</p> <p>⑤給水本管の末端部には排水弁を設置し、その先に逆止弁を設けること。なお、配管上において著しく頂部となる箇所には、空気弁を設ける。</p> <p>⑥河川・水路等を横断する場合は、伏越し又は添架とする。添架の場合は、その手前にボール止水栓又はバルブ等を設け橋梁添架の場合は、適切な間隔において指示金具等で固定する。</p> <p>⑦擁壁等の法肩、法尻に平行する近接配管は避ける。</p> <p>⑧家屋の主配管は、家屋の基礎の外回りに布設することを原則とする。</p> <p>⑨宅地内の配管は、できるだけ直線配管とする。</p> <p>⑩汚水設備等に近接して配管することは避ける。</p> <p>⑪配水管の水圧が高い場合は、減圧弁、定流量弁を、貯湯湯沸器にあたっては、減圧弁又は安全弁（逃し弁）を設置する。</p> <p>⑫屋内外の横走り等に露出配管する場合は、2m以内の間隔で固定し、横走り配管は1/100以上の先上がり勾配をとる。</p> <p>⑬地階あるいは2階以上に配管する場合は、原則として各階の配管ごとに水抜栓やバルブ等を取り付ける。</p> <p>⑭立上り管については、寒冷地の特性から、凍結、破裂、解氷等の理由によりポリエチレン粉体ライニング鋼管を使用する。</p> <p>⑮凍結防止のため管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の給水用具を設置する。</p>

新旧対照表（第10章 給水装置の施工）

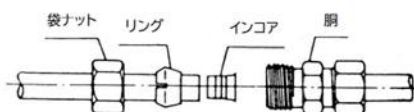
改正後	改正前
<p>(2) 管の接合</p> <div data-bbox="257 352 954 432" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>配管工事における接合の良否は、極めて重要である。このため管種、使用する継手、施工環境及び施工技術等を考慮し、最も適当と考えられる接合方法及び工具を選択する。</p> </div> <p>①銅管・鉛管</p> <div data-bbox="257 501 954 922" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 銅管の接合、差し込み継手を使用し、プラスチック接合とする。</p> <p>(ア) 管の切り口は、サイジングツールにより整形加工し正円にする。</p> <p>(イ) 管の差し込み部分及び銅管用ソケット等に付着する油及び酸化膜等を取り去る。</p> <p>(ウ) 接合部分にクリームを少量塗布しプラスチックメッキを行う。</p> <p>イ 鉛管の接合は、鉛管及びシモクの面取りをし、プラスチック接合とする。</p> <p>(ア) 鉛管及びシモク等は面取り等の下ごしらえを十分に行う。</p> <p>ウ 銅、鉛管の接合作業は、次の手順による。</p> <p>(ア) 接合面には、練りプラスチックを塗布する。</p> <p>(イ) 接合部分を四方から適正温度（240℃）になるよう均一に加熱する。</p> <p>(ウ) 棒プラスチックの溶かし込みは、1箇所から行う。</p> <p>(エ) 棒プラスチックが接合部分の全周へ完全に廻ったか確認する。</p> <p>(オ) 接合後ただちに冷却し、接合部分の清掃を行う。</p> <p>エ 銅管とポリエチレン管の接合においては、伸縮可とう離脱防止継手も可能とする。</p> </div> <p>※鉛管を発見した際は、原則撤去する。</p> <p style="text-align: right;">111 2026.4</p>	<p>(2) 管の接合</p> <div data-bbox="1256 352 1930 432" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>配管工事における接合の良否は、極めて重要である。このため管種、使用する継手、施工環境及び施工技術等を考慮し、最も適当と考えられる接合方法及び工具を選択する。</p> </div> <p>①銅管・鉛管</p> <div data-bbox="1256 501 1930 922" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 銅管の接合、差し込み継手を使用し、プラスチック接合とする。</p> <p>(ア) 管の切り口は、サイジングツールにより整形加工し正円にする。</p> <p>(イ) 管の差し込み部分及び銅管用ソケット等に付着する油及び酸化膜等を取り去る。</p> <p>(ウ) 接合部分にクリームを少量塗布しプラスチックメッキを行う。</p> <p>イ 鉛管の接合は、鉛管及びシモクの面取りをし、プラスチック接合とする。</p> <p>(ア) 鉛管及びシモク等は面取り等の下ごしらえを十分に行う。</p> <p>ウ 銅、鉛管の接合作業は、次の手順による。</p> <p>(ア) 接合面には、練りプラスチックを塗布する。</p> <p>(イ) 接合部分を四方から適正温度（240℃）になるよう均一に加熱する。</p> <p>(ウ) 棒プラスチックの溶かし込みは、1箇所から行う。</p> <p>(エ) 棒プラスチックが接合部分の全周へ完全に廻ったか確認する。</p> <p>(オ) 接合後ただちに冷却し、接合部分の清掃を行う。</p> <p>エ 銅管とポリエチレン管の接合においては、メカニカル継手も可能とする。</p> </div> <p>※鉛管を発見した際は、原則撤去する。</p> <p style="text-align: right;">111 2025.4</p>

改正後

②ポリエチレン1種2層管

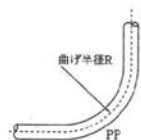
ア ポリエチレン管の接合は、ポリエチレン管金属継手を使用する。

- (ア) 管の管端を直角に切りそろえる。
- (イ) 継手を分解し管に袋ナット、リングの順に下図のとおり装着する。
- (ウ) インコアを管に木槌等でたたき込む。(この時リングがインコアの方向に寄らないように注意する。)
- (エ) セットされた管端を胴に差し込み、リングを押し込みながら袋ナットを胴ネジに十分手締めする。
- (オ) レンチ2丁を使って十分に締め付ける。



接合方法

イ 屈曲部は、常温で管外径の20倍以上の半径で下表に基づき行いそれ以下の半径で曲げる場合は、エルボを使用する。



単位:mm

口径	最小曲げ半径
20	540以上
25	680以上
30	840以上
40	960以上
50	1,200以上

※配水用ポリエチレン管の接合は「配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工マニュアル」に準じる。

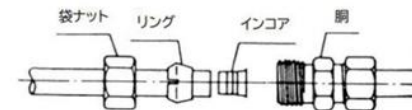
分水は、サドル付分水栓（鋳鉄製）を用いる。

改正前

②ポリエチレン1種2層管

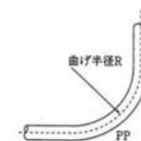
ア ポリエチレン管の接合は、ポリエチレン管金属継手を使用する。

- (ア) 管の管端を直角に切りそろえる。
- (イ) 継手を分解し管に袋ナット、リングの順に下図のとおり装置する。
- (ウ) インコアを管に木槌等でたたき込む。(この時リングがインコアの方向に寄らないように注意する。)
- (エ) セットされた管端を胴に差し込み、リングを押し込みながら袋ナットを胴ネジに十分手締めする。
- (オ) レンチ2丁を使って十分に締め付ける。



接合方法

イ 屈曲部は、常温で管外径の20倍以上の半径で下表に基づき行いそれ以下の半径で曲げる場合は、エルボを使用する。



単位:mm

口径	最小曲げ半径
20	540以上
25	680以上
30	840以上
40	960以上
50	1,200以上

※配水用ポリエチレン管の接合は「配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工マニュアル」に準じる。

分水は、サドル付分水栓（鋳鉄製）を用いる。

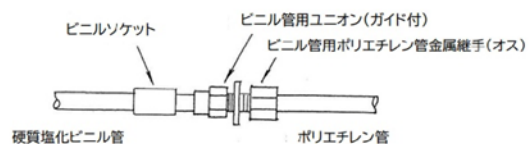
改正後

カ 硬質塩化ビニル管とポリエチレン管を接続する場合

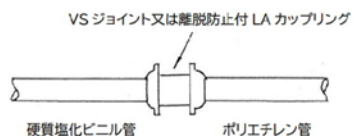
ビニル管にビニルソケットをはさんで、ビニル管用ポリエチレン管金属継手を接続し、金属継手側にポリエチレン管を接続する。

なお、口径50mmについては、VSジョイント又は離脱防止付LAカップリングによる接続とするが、ビニル管のゴム輪形については受口を切り落として接続する。

(口径40mm以下の場合) ※伸縮可とう離脱防止継手も可能とする。



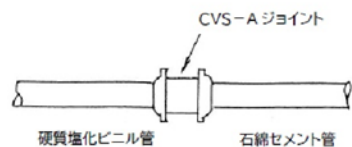
(口径50mmの場合)



キ 硬質塩化ビニル管と石綿セメント管を接続する場合

この接続については、CVS-Aジョイントによる接続とする。

なお、ビニル管のゴム輪形については、受口を切り落として同様の接続とする。



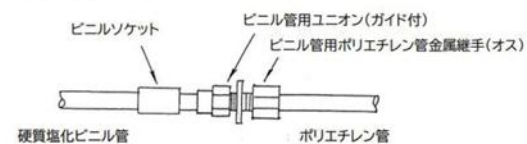
改正前

カ 硬質塩化ビニル管とポリエチレン管を接続する場合

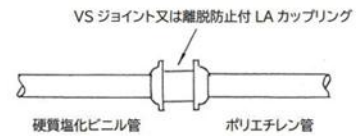
ビニル管にビニルソケットをはさんで、ビニル管用ポリエチレン管金属継手を接続し、金属継手側にポリエチレン管を接続する。

なお、口径50mmについては、VSジョイント又は離脱防止付LAカップリングによる接続とするが、ビニル管のゴム輪形については受口を切り落として接続する。

(口径40mm以下の場合)



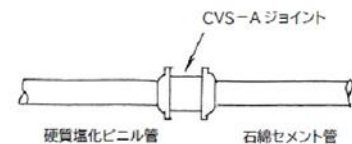
(口径50mmの場合)



キ 硬質塩化ビニル管と石綿セメント管を接続する場合

この接続については、CVS-Aジョイントによる接続とする。

なお、ビニル管のゴム輪形については、受口を切り落として同様の接続とする。



新旧対照表（第10章 給水装置の施工）

改正後	改正前																																				
<p>7 道路地下占用物件（埋設管）の名称等の明示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>道路に埋設される電路、水道管、下水道管、ガス管等の構造及び掘削を伴う占用工事の実施については、事故防止を図るため次のとおり標示をしなければならない。ただし、埋設される水道管のうち、コンクリートで堅固に防護されたものは除く。</p> </div> <p>(1) 埋設管明示テープ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>埋設管明示要領</p> <p>明示方法は、胴巻テープと天端テープの使用により、識別を明らかにする。</p> <p>①明示に使用する材料</p> <p>ア 材 料 塩化ビニルテープ</p> <p>イ 色 地色：青 文字：白</p> <p>ウ テープの形状 幅5cm 厚さ0.15mm±0.03mm</p> <p>②胴巻テープの間隔</p> <p>ア 管長4m以下 3箇所/本（管の両端から50cm並びに中間1箇所）</p> <p>イ 管長5～6m 4箇所/本（管の両端から50cm並びに中間2箇所）</p> <p>ウ 異形管、弁類に該当しない場合は、テープの間隔が2m以上にならないように箇所を増加する。</p> <p>なお、名称等の明示に用いるビニルテープ等の地色については、下記のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(ア) 電 話 線</td><td style="text-align: center;">赤 色</td></tr> <tr><td>(イ) 電 力 線</td><td style="text-align: center;">オレンジ色</td></tr> <tr><td>(ウ) 工業用水道管</td><td style="text-align: center;">白 色</td></tr> <tr style="border: 2px solid black;"><td>(エ) 水 道 管</td><td style="text-align: center;">青 色</td></tr> <tr><td>(オ) 下 水 道</td><td style="text-align: center;">茶 色</td></tr> <tr><td>(カ) ガ ス 管</td><td style="text-align: center;">緑 色</td></tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>明 示 テ ー プ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">2026 福島市上下水道局</td><td style="width: 40%; text-align: center;">内面粉体管</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">内面粉体管</td><td style="width: 30%;">2026 福島市上下水道局</td></tr> <tr><td>2026 福島市上下水道局</td><td style="text-align: center;">内面粉体管</td></tr> </table> </div> </div> </div>	(ア) 電 話 線	赤 色	(イ) 電 力 線	オレンジ色	(ウ) 工業用水道管	白 色	(エ) 水 道 管	青 色	(オ) 下 水 道	茶 色	(カ) ガ ス 管	緑 色	2026 福島市上下水道局	内面粉体管	内面粉体管	2026 福島市上下水道局	2026 福島市上下水道局	内面粉体管	<p>7 道路地下占用物件（埋設管）の名称等の明示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>道路に埋設される電路、水道管、下水道管、ガス管等の構造及び掘削を伴う占用工事の実施については、事故防止を図るため次のとおり標示をしなければならない。ただし、埋設される水道管のうち、コンクリートで堅固に防護されたものは除く。</p> </div> <p>(1) 埋設管明示テープ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>埋設管明示要領</p> <p>明示方法は、胴巻テープと天端テープの使用により、識別を明らかにする。</p> <p>①明示に使用する材料</p> <p>ア 材 料 塩化ビニルテープ</p> <p>イ 色 地色：青 文字：白</p> <p>ウ テープの形状 幅5cm 厚さ0.15mm±0.03mm</p> <p>②胴巻テープの間隔</p> <p>ア 管長4m以下 3箇所/本（管の両端から50cm並びに中間1箇所）</p> <p>イ 管長5～6m 4箇所/本（管の両端から50cm並びに中間2箇所）</p> <p>ウ 異形管、弁類に該当しない場合は、テープの間隔が2m以上にならないように箇所を増加する。</p> <p>なお、名称等の明示に用いるビニルテープ等の地色については、下記のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(ア) 電 話 線</td><td style="text-align: center;">赤 色</td></tr> <tr><td>(イ) 電 力 線</td><td style="text-align: center;">オレンジ色</td></tr> <tr><td>(ウ) 工業用水道管</td><td style="text-align: center;">白 色</td></tr> <tr style="border: 2px solid black;"><td>(エ) 水 道 管</td><td style="text-align: center;">青 色</td></tr> <tr><td>(オ) 下 水 道</td><td style="text-align: center;">茶 色</td></tr> <tr><td>(カ) ガ ス 管</td><td style="text-align: center;">緑 色</td></tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>明 示 テ ー プ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">2025 福島市上下水道局</td><td style="width: 40%; text-align: center;">内面粉体管</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">内面粉体管</td><td style="width: 30%;">2025 福島市上下水道局</td></tr> <tr><td>2025 福島市上下水道局</td><td style="text-align: center;">内面粉体管</td></tr> </table> </div> </div> </div>	(ア) 電 話 線	赤 色	(イ) 電 力 線	オレンジ色	(ウ) 工業用水道管	白 色	(エ) 水 道 管	青 色	(オ) 下 水 道	茶 色	(カ) ガ ス 管	緑 色	2025 福島市上下水道局	内面粉体管	内面粉体管	2025 福島市上下水道局	2025 福島市上下水道局	内面粉体管
(ア) 電 話 線	赤 色																																				
(イ) 電 力 線	オレンジ色																																				
(ウ) 工業用水道管	白 色																																				
(エ) 水 道 管	青 色																																				
(オ) 下 水 道	茶 色																																				
(カ) ガ ス 管	緑 色																																				
2026 福島市上下水道局	内面粉体管																																				
内面粉体管	2026 福島市上下水道局																																				
2026 福島市上下水道局	内面粉体管																																				
(ア) 電 話 線	赤 色																																				
(イ) 電 力 線	オレンジ色																																				
(ウ) 工業用水道管	白 色																																				
(エ) 水 道 管	青 色																																				
(オ) 下 水 道	茶 色																																				
(カ) ガ ス 管	緑 色																																				
2025 福島市上下水道局	内面粉体管																																				
内面粉体管	2025 福島市上下水道局																																				
2025 福島市上下水道局	内面粉体管																																				
145	145																																				
2026.4	2025.4																																				

新旧対照表（第10章 給水装置の施工）

改正後	改正前												
<p>(2) 埋設管標示シート</p> <p>事故防止を図るため埋戻し時に路面より 20cm 程度下で管の中心位置に次のとおり標示をする。</p> <p>①明示に使用する材料</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 材 料</td> <td>ビニルシート</td> </tr> <tr> <td>イ 色</td> <td>地色：青 文字：白</td> </tr> <tr> <td>ウ シートの形状</td> <td>幅 150mm</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">標示シート</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>水道管注意</p> <p>福島市上下水道局の</p> <p>立ち合いを求めています</p> </div> <p style="text-align: center;">146</p> <p style="text-align: right;">2026.4</p>	ア 材 料	ビニルシート	イ 色	地色：青 文字：白	ウ シートの形状	幅 150mm	<p>(2) 埋設管明示シート</p> <p>事故防止を図るため埋戻し時に路面より 40cm 程度下で管の中心位置に次のとおり標示をする。</p> <p>①明示に使用する材料</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 材 料</td> <td>ビニルシート</td> </tr> <tr> <td>イ 色</td> <td>地色：青 文字：黒</td> </tr> <tr> <td>ウ シートの形状</td> <td>幅 150mm</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">明 示 シ ー ト</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>福島市上下水道局</p> <p>粉体塗装管</p> <p>この下に水道管あり注意</p> </div> <p style="text-align: center;">146</p> <p style="text-align: right;">2025.4</p>	ア 材 料	ビニルシート	イ 色	地色：青 文字：黒	ウ シートの形状	幅 150mm
ア 材 料	ビニルシート												
イ 色	地色：青 文字：白												
ウ シートの形状	幅 150mm												
ア 材 料	ビニルシート												
イ 色	地色：青 文字：黒												
ウ シートの形状	幅 150mm												

新旧対照表（第11章 検査）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第11章 検査</p> <p>1 検査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>工事の検査は、完了した給水装置が水道法第16条、同法施行令第6条及び承認された設計内容に基づき安全でかつ適正に施行されたかどうかについて検査を行う。(条例第10条第2項)</p> </div> <p>2 検査の方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>検査は、しゅん工検査と中間検査とし「福島市上下水道局給水装置工事検査要綱」及び「給水装置工事検査細目」に基づき行う。</p> </div> <p>(1) しゅん工検査とは、給水装置工事が完了し、給水を開始する前に行う検査をいう。 (2) 中間検査とは、工事の完了後には検査し難い部分がある場合、その他正確を確保するため、必要がある場合に工事の途中に行う検査をいう。 (3) しゅん工検査で新設及び改造工事については現場検査もしくは写真検査とし、改造及び撤去工事のうち特に検査を要すると判断される工事以外の工事は、社内検査結果等により検査する。 (4) 写真検査に関しては『写真検査マニュアル』を参照のこと。</p> <p>3 しゅん工検査の実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>しゅん工検査には、主任技術者が立会い次のとおり実施する。</p> </div> <p>(1) 新設工事については、給水開始前に行う。ただし、工費用等に使用するため分割施工するときはあらかじめ局と協議する。 (2) 改造工事については改造した装置への給水開始前とし、メーターの増径を伴う工事はメーター取付時とし、給水栓取付が2ヶ所以内の工事は、社内検査結果等により行うこともできる。 (3) 撤去工事は、配水管等と切り離しの確認できる施工写真により行うこともできる。 (4) 検査のため、変質、変形、消耗又は損傷したことによる損失は、すべて施工業者の負担とする。 (5) 検査の結果、不合格となった場合は、改善指示事項に従い工事の手直し、改善又は再施工し再検査を受ける。 (6) 主任技術者は、分岐工事の施工、メーターの取付け、社内検査及びしゅん工検査等重要な箇所の施工には立会いをし、確認すること。</p>	<p style="text-align: center;">第11章 検査</p> <p>1 検査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>工事の検査は、完了した給水装置が水道法第16条、同法施行令第6条及び承認された設計内容に基づき安全でかつ適正に施行されたかどうかについて検査を行う。(条例第10条第2項)</p> </div> <p>2 検査の方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>検査は、しゅん工検査と中間検査とし「福島市上下水道局給水装置工事検査要綱」及び「給水装置工事検査細目」に基づき行う。</p> </div> <p>(1) しゅん工検査とは、給水装置工事が完了し、給水を開始する前に行う検査をいう。 (2) 中間検査とは、工事の完了後には検査し難い部分がある場合、その他正確を確保するため、必要がある場合に工事の途中に行う検査をいう。 (3) しゅん工検査で新設及び改造工事については現場検査もしくは写真検査とし、改造及び撤去工事のうち特に検査を要すると判断される工事以外の工事は、社内検査結果等により検査する。 (4) 写真検査に関しては『写真検査マニュアル』を参照のこと。</p> <p>3 しゅん工検査の実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>しゅん工検査には、主任技術者が立会い次のとおり実施する。</p> </div> <p>(1) 新設工事については、給水開始前に行う。但し、工費用等に使用するため分割施工するときはあらかじめ局と協議する。 (2) 改造工事については改造した装置への給水開始前とし、メーターの増径を伴う工事はメーター取付時とし、給水栓取付が2ヶ所以内の工事は、社内検査結果等により行うこともできる。 (3) 撤去工事については、配水管等と切り離しの確認できる施工写真により行うこともできる。 (4) 検査のため、変質、変形、消耗又は損傷したことによる損失は、すべて施工業者の負担とする。 (5) 検査の結果、不合格となった場合は、改善指示事項に従い工事の手直し、改善又は再施工し再検査を受ける。 (6) 主任技術者は、分岐工事の施工、メーターの取付け、社内検査及びしゅん工検査等重要な箇所の施工には立会いをし、確認すること。</p>
<p style="text-align: center;">147</p> <p style="text-align: right;">2026.4</p>	<p style="text-align: center;">147</p> <p style="text-align: right;">2025.4</p>

新旧対照表（第11章 検査）

改正後		改正前		
イ 現地検査		イ 現地検査		
検査種別及び検査項目	検査の内容	検査種別及び検査項目	検査の内容	
屋外の検査	(ア) 弁栓オフセット	・ 正確に測定されていること。	(ア) 弁栓オフセット	・ 正確に測定されていること。
	(イ) 水道メーター、逆止弁付ボール止水栓	・ 水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 ・ 検針、取り替えに支障がないこと。 ・ 止水栓の操作に支障がないこと。 ・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。	(イ) 水道メーター、逆止弁付ボール止水栓	・ 水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 ・ 検針、取り替えに支障がないこと。 ・ 止水栓の操作に支障がないこと。 ・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	(ウ) 埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること。	(ウ) 埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること。
	(エ) 給水管布設位置	・ しゅん工図面と整合すること。	(エ) 給水管布設位置	・ しゅん工図面と整合すること。
	(オ) 筐・樹類	・ 傾きがないこと、及び設置基準が適合すること。	(オ) 筐・樹類	・ 傾きがないこと、及び設置基準が適合すること。
	(カ) 止水栓等	・ スピンドルの位置がボックスの中心にあること。 ・ 止水栓等の操作に支障のないこと。	(カ) 止水栓等	・ スピンドルの位置がボックスの中心にあること。 ・ 止水栓等の操作に支障のないこと。
配管	(ア) 配管	・ 延長、給水用具等の位置がしゅん工図面と整合すること。 ・ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・ 配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・ 水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・ 逆流防止のための給水用具の設置、適切な吐水口空間の確保がなされていること。 ・ クロスコネクションがないこと。	(ア) 配管	・ 延長、給水用具等の位置がしゅん工図面と整合すること。 ・ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・ 配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・ 水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・ 逆流防止のための給水用具の設置、適切な吐水口空間の確保がなされていること。 ・ クロスコネクションがないこと。
	(イ) 接合	・ 適切な接合が行われていること。	(イ) 接合	・ 適切な接合が行われていること。
	(ウ) 管種	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。	(ウ) 管種	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。
給水用具	(ア) 給水用具	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。	(ア) 給水用具	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。
	(イ) 接続	・ 適切な接続が行われていること。	(イ) 接続	・ 適切な接続が行われていること。
受水槽	(ア) 吐水口空間の測定	・ 吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。	(ア) 吐水口空間の測定	・ 吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機能検査	・ 通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等について確認すること。	機能検査	・ 通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等について確認すること。	
耐圧試験	・ 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けその他の異常がないことを確認すること。	耐圧試験	・ 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けその他の異常がないことを確認すること。	
水質の確認	・ 残留塩素、にごり等の確認を行うこと。	水質の確認	・ 残留塩素、にごり等の確認を行うこと。	
149	2026.4	149	2025.4	

新旧対照表（第12章 給水装置工事に関する事務手続き要領）

改正後	改正前
<p>3 分岐工事</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>分岐工事は、給水装置からの汚染等のないよう安全性を確保できる施工をしなければならない。</p> </div> <p>(1) 分岐・配管施工者 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることはないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。（施行規則第36の2） ①分岐穿孔、配管作業に従事する者は、事前に確認書類を提出し登録すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>ア 分岐・配管作業確認の書類、下記講習会等の修了証</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・（財）給水工事技術振興財団の給水装置工事配管技能講習会修了者 ・日本水道協会東北地方支部旧資格の1級配管技士 ・日本水道協会東北地方支部旧資格の配管技士 ・日本水道協会東北地方支部旧資格の2級配管技士で水道事業者等の分岐穿孔講習会修了者 ・職業能力開発促進法第62条に規定する配管技能士 ・職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科課程修了者 <p>(2) 分岐立会い ①次の場合には、局が立会うので、実施予定日の3営業日前までに連絡のこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>ア 分岐口径 75mm 以上のもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>イ 10 戸以上の断水を伴うもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>ウ 仕切弁等の操作をするとき</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>エ その他必要と局が判断する分岐工事</p> </div> <p>② 分岐立会いは、「福島市上下水道局給水工事分岐等立会要綱」及び「分岐等立会確認細目」に基づき行うものとする。</p> <p>③ 分岐工事に伴う道路占用許可、申請書作成及び道路使用許可の申請は指定工事事業者が行うものとする。</p> <p>(3) 分岐工事日・分水止工事日の決定 ①断水を伴う場合 主任技術者は実施予定日の3営業日前まで断水届（資料18号）・道路占用許可書及び道路使用許可書等を持参し局と協議のうえ実施日を決定すること。</p> <p>②断水が発生しない場合 主任技術者は工事箇所把握のため、実施日の3営業日前まで局へ連絡すること。 なお、実施日の変更が発生した場合には、①、②とも局へ連絡すること。</p>	<p>3 分岐工事</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>分岐工事は、給水装置からの汚染等のないよう安全性を確保できる施工をしなければならない。</p> </div> <p>(1) 分岐・配管施工者 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることはないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。（施行規則第36の2） ①分岐穿孔、配管作業に従事する者は、事前に確認書類を提出し登録すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>ア 分岐・配管作業確認の書類、下記講習会等の終了証</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・（財）給水工事技術振興財団の給水装置工事配管技能講習会修了者 ・日本水道協会東北地方支部旧資格の1級配管技士 ・日本水道協会東北地方支部旧資格の配管技士 ・日本水道協会東北地方支部旧資格の2級配管技士で水道事業者等の分岐穿孔講習会修了者 ・職業能力開発促進法第62条に規定する配管技能士 ・職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科課程修了者 <p>(2) 分岐立会い ①次の場合には、局が立会うので、実施予定日の3営業日前までに連絡のこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>ア 分岐口径 75mm 以上のもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>イ 10 戸以上の断水を伴うもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>ウ 仕切弁等の操作をするとき</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>エ その他必要と局が判断する分岐工事</p> </div> <p>② 分岐立会いは、「福島市上下水道局給水工事分岐等立会要綱」及び「分岐等立会確認細目」に基づき行うものとする。</p> <p>③ 分岐工事に伴う道路占用許可、申請書作成及び道路使用許可の申請は指定工事事業者が行うものとする。</p> <p>(3) 分岐工事日・分水止工事日の決定 ①断水を伴う場合 主任技術者は実施予定日の3営業日前まで断水届（資料18号）・道路占用許可書及び道路使用許可書等を持参し局と協議のうえ実施日を決定すること。</p> <p>②断水が発生しない場合 主任技術者は工事箇所把握のため、実施日の3営業日前まで局へ連絡すること。 なお、実施日の変更が発生した場合には、①、②とも局へ連絡すること。</p>

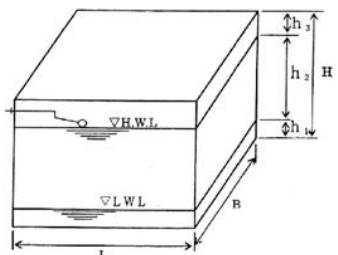
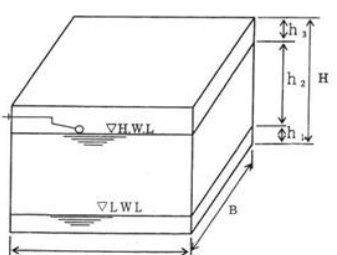
新旧対照表（第12章 給水装置工事に関する事務手続き要領）

改正後	改正前
<p>4 メーター交付</p> <p>メーターは、需要者が使用する水量を積算し料金算出の基礎となるものであるから、適正な計算を確保できるよう設置しなければならない。</p> <p>(1) メーターは、承認された給水装置に交付する。 (2) メーター交付日は、メーターを必要とする3営業日前まで（φ25mm以上は10営業日前まで）に交付する。 (3) メーター交付日は、次の方法で行うものとする。 ①メーター交付を受ける場合は、交付日午前11時まで「水道使用申込書」もしくは「水道使用異動届」を持参のうえメーター交付を受けること。（様式第4号、10号、資料38号） (4) 交付されたメーターは当日必ず取付けること。 (5) 交付されたメーターに損傷、機能の異常等が起こらないよう留意すること。 (6) 一般住宅等で工事用としてメーターの設置を要する場合は、本設メーターを使用すること。 (7) 「OO」地内でメーターの交付を受けた場合、住所表示が確定次第速やかに届けること。（資料39号）</p> <p>5 しゅん工図</p> <p>しゅん工図は、給水装置工事の完成した装置を正確に図面化し、給水装置の管理、供給条件及び給水の適正を確保するため、しゅん工図を作成するものである。</p> <p>(1) 給水装置工事のしゅん工図は、次のものとする。 ①新設工事 位置図、平面図、（立面図）……………給水装置図面（例-2・3） ②改造工事 位置図、平面図、（立面図）……………給水装置図面（例-4・5・6） ③撤去工事 位置図、平面図 ……………給水装置図面（例-7） ④給水本管工事 位置図、平面図、配管詳細図……………給水装置図面（例-8） ただし、立面図については、アパート等の建築物に限り提出するものとする。 (2) しゅん工図は、「給水装置工事施行承認申込書」に製図し提出すること。ただし、開発行為等による大規模な給水工事については、局の指定した図面袋により提出すること。 (3) しゅん工図作成にあたっては、既設の給水装置全体を明記して作成すること。 (4) 図面の作成 ①位置図 給水装置工事の設置場所を表示するものであることから、住所、氏名を記入し矢印でその位置の確認を容易にするため、方位と目標物を必ず記載すること。 ②平面図 完成した給水装置と住宅等建物の関係、配水管からの分岐位置等を明確にし、維持管理に支障をきたさないよう、下記より作図すること。</p> <p>ア 縮尺は、100分の1・150分の1・200分の1とする。 ただし、大規模工事（開発行為等）の場合は、500分の1でもよい。</p>	<p>4 メーター交付</p> <p>メーターは、需要者が使用する水量を積算し料金算出の基礎となるものであるから、適正な計算を確保できるよう設置しなければならない。</p> <p>(1) メーターは、承認された給水装置に交付する。 (2) メーター交付日は、メーターを必要とする10日前より交付する。 (3) メーター交付日は、次の方法で行うものとする。 ①工事用としてメーター交付を受ける場合は、交付日午前9時まで「水道使用申込書」を持参のうえメーター交付を受けること。（様式第4号） (4) 交付されたメーターは当日必ず取付けること。 (5) 交付されたメーターに損傷、機能の異常等が起こらないよう留意すること。 (6) 一般住宅等で工事用としてメーターの設置を要する場合は、本設メーターを使用すること。 (7) 「OO」地内でメーターの交付を受けた場合、住所表示が確定次第速やかに届けること。</p> <p>5 しゅん工図</p> <p>しゅん工図は、給水装置工事の完成した装置を正確に図面化し、給水装置の管理、供給条件及び給水の適正を確保するため、しゅん工図を作成するものである。</p> <p>(1) 給水装置工事のしゅん工図は、次のものとする。 ①新設工事 位置図、平面図、（立面図）……………給水装置図面（例-2・3） ②改造工事 位置図、平面図、（立面図）……………給水装置図面（例-4・5・6） ③撤去工事 位置図、平面図 ……………給水装置図面（例-7） ④給水本管工事 位置図、平面図、配管詳細図……………給水装置図面（例-8） ただし、立面図については、アパート等の建築物に限り提出するものとする。 (2) しゅん工図は、「給水装置工事施行承認申込書」に製図し提出すること。ただし、開発行為等による大規模な給水工事については、局の指定した図面袋により提出すること。 (3) しゅん工図作成にあたっては、既設の給水装置全体を明記して作成すること。 (4) 図面の作成 ①位置図 給水装置工事の設置場所を表示するものであることから、住所、氏名を記入し矢印でその位置の確認を容易にするため、方位と目標物を必ず記載すること。 ②平面図 完成した給水装置と住宅等建物の関係、配水管からの分岐位置等を明確にし、維持管理に支障をきたさないよう、下記より作図すること。</p> <p>ア 縮尺は、100分の1・150分の1・200分の1とする。 ただし、大規模工事（開発行為等）の場合は、500分の1でもよい。</p> <p>イ 道路の種別、舗装の別、道路及び側溝等の寸法。</p>
<p>157</p> <p>2026.4</p>	<p>157</p> <p>2025.4</p>

新旧対照表（第12章 給水装置工事に関する事務手続き要領）

改正後	改正前
<p>イ 完了届 工事完了後14日以内に局に提出すること。</p> <p>国道〈資料24号〉 県道〈資料25号〉 市道〈資料26号〉</p> <p>(4) 市道における写真の撮り方</p> <p>①工事</p> <p>ア 着工前(2方向から2枚以上)</p> <p>イ 安全対策(申請時の安全対策に基づき)</p> <p>ウ 道路占用許可標示板</p> <p>エ 舗装切断状況及び切断後寸法検測(箱尺等使用)</p> <p>オ 舗装取壊状況及び積込状況</p> <p>カ 掘削・積込状況及び深度検測(箱尺等使用)</p> <p>キ 埋設管深度検測(箱尺等使用)</p> <p>ク 保護砂敷均状況</p> <p>良質土、管上20cmまで、ただし、本管φ75mm以上は2回に分けること。</p> <p>ケ 転圧状況</p> <p>コ 転圧後の検測</p> <p>サ 切り込み砕石敷均状況(1回目)</p> <p>シ 転圧状況</p> <p>ス 転圧後の検測</p> <p>セ 2回目以降も同様に反復して道路面まで実施する。(何回目と記入のこと)</p> <p>ソ 標示シート(道路面から4.0cmの位置とする)</p> <p>タ 仮復旧(加熱合材、常温合材)</p> <p>(ア) アスファルト合材敷均状況</p> <p>(イ) 転圧状況</p> <p>(ウ) 転圧後</p> <p>(工) 路面標示復旧(ペンキ)状況</p> <p>チ 仮復旧完了後(2方向から2枚以上)</p> <p>②本復旧</p> <p>ア 着工前(2方向から2枚以上)</p> <p>イ 道路占用許可標示板</p> <p>ウ 安全対策</p> <p>エ 舗装切断状況及び切断後寸法検測</p> <p>オ 舗装取壊・積込状況</p> <p>カ 転圧状況及び転圧後深度検測</p> <p>キ 砕石敷均状況</p> <p>ク 転圧状況及び転圧後深度検測</p> <p>ケ 現場密度試験(100m毎に)</p> <p>コ プライムコート・タックコート散布状況及び完了後</p> <p>サ 保護砂散布状況及び完了後</p> <p>シ アスファルト到着温度</p> <p>ス アスファルト敷均状況及び敷均後温度</p> <p>セ 転圧状況</p> <p>ソ 区画線引</p> <p>タ 竣工(2方向から2枚以上)</p> <p>2層式及び3層式の場合は1層式の転圧状況後</p> <p>チ 転圧後深度検測</p>	<p>(4) 市道における写真の撮り方</p> <p>①工事</p> <p>ア 着工前(2方向から2枚以上)</p> <p>イ 安全対策(申請時の安全対策に基づき)</p> <p>ウ 道路占用許可標示板</p> <p>エ 舗装切断状況及び切断後寸法検測(箱尺等使用)</p> <p>オ 舗装取壊状況及び積込状況</p> <p>カ 掘削・積込状況及び深度検測(箱尺等使用)</p> <p>キ 埋設管深度検測(箱尺等使用)</p> <p>ク 保護砂敷均状況</p> <p>良質土、管上20cmまで、ただし、本管φ75mm以上は2回に分けること。</p> <p>ケ 転圧状況</p> <p>コ 転圧後の検測</p> <p>サ 切り込み砕石敷均状況(1回目)</p> <p>シ 転圧状況</p> <p>ス 転圧後の検測</p> <p>セ 2回目以降も同様に反復して道路面まで実施する。(何回目と記入のこと)</p> <p>ソ 標示シート(道路面から4.0cmの位置とする)</p> <p>タ 仮復旧(加熱合材、常温合材)</p> <p>(ア) アスファルト合材敷均状況</p> <p>(イ) 転圧状況</p> <p>(ウ) 転圧後</p> <p>(工) 路面標示復旧(ペンキ)状況</p> <p>チ 仮復旧完了後(2方向から2枚以上)</p> <p>②本復旧</p> <p>ア 着工前(2方向から2枚以上)</p> <p>イ 道路占用許可標示板</p> <p>ウ 安全対策</p> <p>エ 舗装切断状況及び切断後寸法検測</p> <p>オ 舗装取壊・積込状況</p> <p>カ 転圧状況及び転圧後深度検測</p> <p>キ 採石敷均状況</p> <p>ク 転圧状況及び転圧後深度検測</p> <p>ケ 現場密度試験(100m毎に)</p> <p>コ プライムコート・タックコート散布状況及び完了後</p> <p>サ 保護砂散布状況及び完了後</p> <p>シ アスファルト到着温度</p> <p>ス アスファルト敷均状況及び敷均後温度</p> <p>セ 転圧状況</p> <p>ソ 区画線引</p> <p>タ 竣工(2方向から2枚以上)</p> <p>2層式及び3層式の場合は1層式の転圧状況後</p> <p>チ 転圧後深度検測</p> <p>ツ プライムコート・タックコート散布状況及び完了後</p> <p>以下同じ(保護砂散布はなし)</p>
<p>160</p> <p>2026.4</p>	<p>160</p> <p>2025.4</p>

新旧対照表（第13章 受水槽以下の給水設備）

改正後	改正前
<p>6 方式の選定</p> <p>受水槽方式の選定は下記によることが望ましい。いずれの方式をとるかは、使用水量、時間的变化、受水槽の有効容量及び立地条件等考慮して決定すること。</p> <p>(1) 高置水槽式 ・ 圧力が不十分な場合。 ・ 規模の大きなものに給水する場合。</p> <p>(2) 加圧ポンプ式 圧力タンク式 ・ 比較的小規模なものに給水する場合。</p> <p>7 有効容量の基準</p> <p>(1) 1日最大使用水量の4/10以上とする。 (受水槽の有効容量は、1日最大使用水量を超えないこととするが、滞留等の維持管理を考慮すると、1日最大使用水量の4/10以上とすることが望ましい。)</p> <p>(2) 高置水槽を設置する場合も4/10以上とすること。 ただし、高置水槽の有効容量は1/10以上とする。</p> <p>(3) 受水槽（既製品）については、仕様及び承認図の有効容量とすること。</p> <p>(4) 受水槽の有効容量については、下図にすること。</p> <p>有効容量=$L \times B \times h_2$ 実容量=$L \times B \times (h_1 + h_2)$ 平面積=$L \times B$ 実高さ=H 余裕高=h_3</p> <p>※ $h_1 \geq 15\text{cm}$ ※ $h_3 \geq 30\text{cm}$</p> 	<p>6 方式の選定</p> <p>受水槽方式の選定は下記によることが望ましい。いずれの方式をとるかは、使用水量、時間的变化、受水槽の有効容量及び立地条件等考慮して決定すること。</p> <p>(1) 高置水槽式 ・ 圧力が不十分な場合。 ・ 規模の大きなものに給水する場合。</p> <p>(2) 加圧ポンプ式 圧力タンク式 ・ 比較的小規模なものに給水する場合。</p> <p>7 有効容量の基準</p> <p>(1) 1日最大使用水量の4/10以上とする。 (受水槽の有効容量は、1日最大使用水量を超えないこととするが、滞留等の維持管理を考慮すると、1日最大使用水量の4/10以上とすることが望ましい。)</p> <p>(2) 高置水槽を設置する場合も4/10以上とすること。 ただし、高置水槽の有効容量は1/10以上とする。</p> <p>(3) 受水槽（既製品）については、仕様及び承認図の有効容量とすること。</p> <p>(4) 受水槽の有効容量については、下図にすること。</p> <p>有効容量=$L \times B \times h_2$ 実容量=$L \times B \times (h_1 + h_2)$ 平面積=$L \times B$ 実高さ=H 余裕高=h_3</p> <p>※ $h_1 \geq 15\text{cm}$ ※ $h_3 \geq 30\text{cm}$</p> 
<p>165</p> <p>2026.4</p>	<p>165</p> <p>2025.4</p>

新旧対照表（第13章 受水槽以下の給水設備）

改正後	改正前
<p>10 構造</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>受水槽は、安全上及び衛生上支障のない構造とし、保守点検が容易に行える位置に設置する。</p> </div> <p>建築基準法施行令第129条2の2に基づく告示による他は、次によるものとする。</p> <p>(1) 受水槽の材質は、強化合成樹脂製（FRP製等）及び金属製のもので耐震性能等十分な強度（耐震強度2/3G）を有し、耐久性に富み、しかも水槽内の水質に影響のないものとする。</p> <p>(2) 受水槽には、槽内の保守点検を容易かつ安全に行える位置に、マンホール及びステップを設け、また、ボールタップ及び水面制御装置の故障等による越流水を処理するためのオーバーフロー管、槽内の清掃等による水を完全に排出するための水抜き管、槽内換気のための通気装置等を有効に設ける。</p> <p>①マンホール 受水槽の内部点検又は清掃のため、容易に出入りができるよう直径60cm以上のマンホールを受水槽上部に設置し、受水槽上面から10cm以上立ち上げるとともに、次の条件を満足するような措置を講じる。 ア 保守点検をする者以外の者が、容易に開閉できないよう鍵付構造とする。 イ 汚水・雨水など有害の物質が流入しないように完全に密閉できる密閉式・二重蓋等の構造とする。 ウ 振動・風圧などで容易に外れないことや隙間ができないような構造とする。</p> <p>②オーバーフロー管 オーバーフロー管（越流管）の口径は、流入量を十分に排水できるもので、その管端は間接排水とし、排水口空間（排水管口径の2倍以上）を保つ。</p> <p>③通気装置 通気のための有効な通気装置を設ける。なお、有効容量が2㎡未満の受水槽は、オーバーフロー管で通気が行われるため不要である。</p> <p>④防虫防鼠網（金網） オーバーフロー管及び通気装置には、ほこりその他衛生上有害な物質が流入しないよう管端開口部に防虫防鼠網（金網）を取り付ける。この場合、排水や通気に支障をきたさないよう注意する。</p> <p>⑤排水設備 受水槽の底部に水抜き管を備えた集水ピットを設け、ピットに向かって適当な勾配（1/100程度）をつける。</p> <p>⑥タラップ（梯子） 受水槽、マンホール部の槽内壁及び外壁に昇降用タラップ（梯子）を設置する。</p> <p>(3) 受水槽は、槽内の水が滞留し、停滞水が生じることのないよう、受水槽の流入口と給水口を対称的な位置に設ける。また、受水槽が大きい場合は有効な導流壁を設ける等の有効な措置を講じる。</p> <p>(4) 受水槽は、清掃・点検・補修時に断水しないよう2槽とするか、内部に隔壁を設け1槽2分割できる構造とする。</p> <p>(5) 受水槽には、満水・減水警報装置を設け、その受信機は管理室などに設置する。</p> <p style="text-align: right;">167</p> <p style="text-align: right;">2026.4</p>	<p>10 構造</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>受水槽は、安全上及び衛生上支障のない構造とし、保守点検が容易に行える位置に設置する。</p> </div> <p>建築基準法施行令第129条2の2に基づく告示による他は、次によるものとする。</p> <p>(1) 受水槽の材質は、強化合成樹脂製（FRP製等）及び金属製のもので耐震性能等十分な強度（耐震強度2/3G）を有し、耐久性に富み、しかも水槽内の水質に影響のないものとする。</p> <p>(2) 受水槽には、槽内の保守点検を容易かつ安全に行える位置に、マンホール及びステップを設け、また、ボールタップ及び水面制御装置の故障等による越流水を処理するためのオーバーフロー管、槽内の清掃等による水を完全に排出するための水抜き管、槽内換気のための通気装置等を有効に設ける。</p> <p>①マンホール 受水槽の内部点検又は清掃のため、容易に出入りができるよう直径60cm以上のマンホールを受水槽上部に設置し、受水槽上面から10cm以上立ち上げるとともに、次の条件を満足するような措置を講じる。 ア 保守点検をする者以外の者が、容易に開閉できないよう鍵付構造とする。 イ 汚水・雨水など有害の物質が流入しないように完全に密閉できる密閉式・二重蓋等の構造とする。 ウ 振動・風圧などで容易に外れないことや隙間ができないような構造とする。</p> <p>②オーバーフロー管 オーバーフロー管（越流管）の口径は、流入量を十分に排水できるもので、その管端は間接排水とし、排水口空間（排水管口径の2倍以上）を保つ。</p> <p>③通気装置 通気のための有効な通気装置を設ける。なお、有効容量が2㎡未満の受水槽は、オーバーフロー管で通気が行われるため不要である。</p> <p>④防虫網（金網） オーバーフロー管及び通気装置には、ほこりその他衛生上有害な物質が流入しないよう管端開口部に防虫防鼠網（金網）を取り付ける。この場合、排水や通気に支障をきたさないよう注意する。</p> <p>⑤排水設備 受水槽の底部に水抜き管を備えた集水ピットを設け、ピットに向かって適当な勾配（1/100程度）をつける。</p> <p>⑥タラップ（梯子） 受水槽、マンホール部の槽内壁及び外壁に昇降用タラップ（梯子）を設置する。</p> <p>(3) 受水槽は、槽内の水が滞留し、停滞水が生じることのないよう、受水槽の流入口と給水口を対称的な位置に設ける。また、受水槽が大きい場合は有効な導流壁を設ける等の有効な措置を講じる。</p> <p>(4) 受水槽は、清掃・点検・補修時に断水しないよう2槽とするか、内部に隔壁を設け1槽2分割できる構造とする。</p> <p>(5) 受水槽には、満水・減水警報装置を設け、その受信機は管理室などに設置する。</p> <p style="text-align: right;">167</p> <p style="text-align: right;">2025.4</p>



新旧対照表（第14章 中高層建物直結給水取扱基準）

改正後	改正前
<p>(3) 配水管水圧</p> <p>給水区域によって配水管水圧が異なるため、以下の水圧を基本とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>水理計算に用いる配水管水圧は、以下によること。</p> <p>①直結直圧式は、0.30MPa以上の最小動水圧が確保されている地域とする。</p> <p>②直結増圧式は、0.20MPa以上の最小動水圧が確保されている地域とする。</p> </div> <p>直結直圧式</p> <p>ア 0.30MPa以上の最小動水圧が確保されている地域は5階まで可能（条件により）</p> <p>イ 0.25MPa以上の最小動水圧が確保されている地域は4階まで可能（条件により）</p> <p>ウ 0.20MPa以上の最小動水圧が確保されている地域は3階まで可能とするが、水理計算により決定する。</p> <p>(4) 分岐対象配水管（被分岐管）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>直結給水の分岐可能な配水管は、管網が形成され、口径75～350mmまでとし同口径取り出しは認めない。 ※水理計算によって決定する。</p> </div> <p>①配水管口径50mmからの直結給水方式は、管網計算上水量不足となるためできない。</p> <p>②老朽管等による水量、水圧が不安定な配水管からの分岐は、事前協議時に調査・検討し可否について回答する。</p> <p>③給水本管（私有管）のうち、分岐している給水装置所有者の全てが申請者と同一の場合で、本基準等の条件を満たし、水理計算上可能な場合は、分岐を認める。</p> <p>(5) 分岐給水管</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>分岐給水管は、口径75mm以下とする。</p> </div> <p>①配水管に影響を及ぼさない口径を考慮し、配水管より1段落ちまでの口径とし、最大分岐給水管口径は75mmとする。</p> <p>②直結式の建物（直圧式5階・増圧式10階）が集中して複数棟建設される場合は事前協議時に別途、管網・分岐口径等を検討する。</p>	<p>(3) 配水管水圧</p> <p>給水区域によって配水管水圧が異なるため、以下の水圧を基本とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>水理計算に用いる配水管水圧は、以下によること。</p> <p>①直結直圧式は、0.30MPa以上の最小動水圧が確保されている地域とする。</p> <p>②直結増圧式は、0.20MPa以上の最小動水圧が確保されている地域とする。</p> </div> <p>直結直圧式</p> <p>ア 0.30MPa以上の最小動水圧が確保されている地域は5階まで可能（条件により）</p> <p>イ 0.25MPa以上の最小動水圧が確保されている地域は4階まで可能（条件により）</p> <p>ウ 0.20MPa以上の最小動水圧が確保されている地域は3階まで可能とするが、水理計算により決定する。</p> <p>(4) 分岐対象配水管（被分岐管）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>直結給水の分岐可能な配水管は、管網が形成され、口径75～350mmまでとし同口径取り出しは認めない。 ※水理計算によって決定する。</p> </div> <p>①口径50mmからの直結給水方式は、管網計算上水量不足となるためできない。</p> <p>②老朽管等による水量、水圧が不安定な配水管からの分岐は、事前協議時に調査・検討し可否について回答する。</p> <p>③給水本管（私有管）のうち、分岐している給水装置所有者の全てが申請者と同一の場合で、本基準等の条件を満たし、水理計算上可能な場合は、分岐を認める。</p> <p>(5) 分岐給水管</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>分岐給水管は、口径75mm以下とする。</p> </div> <p>①配水管に影響を及ぼさない口径を考慮し、配水管より1段落ちまでの口径とし、最大分岐給水管口径は75mmとする。</p> <p>②直結式の建物（直圧式5階・増圧式10階）が集中して複数棟建設される場合は事前協議時に別途、管網・分岐口径等を検討する。</p>
<p>177</p> <p>2026.4</p>	<p>177</p> <p>2025.4</p>

新旧対照表（第14章 中高層建物直結給水取扱基準）

改正後	改正前
<p>5 中高層建物の構造</p> <p>(1) 給水装置の構造</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①配水管から分岐し、敷地内に引込む給水管に、敷地境界から 1.5mの付近に仕切弁、又は止水栓（第一止水栓）を設置すること。</p> <p>②メーターの設置については、「施行指針 第6章 メーター」によること。</p> <p>③共同住宅で、共用水栓等を設置する場合は、メーターを設置すること。</p> <p>④給水主管は余裕のある給水管口径とすること。</p> <p>⑤凍結のおそれのある場合にあつては、有効な凍結防止対策を講じること。</p> <p>⑥給水主管の立ち上がり管の最上部には、止水器具及び吸排気弁を設置すること。なお、設置にあたっては作動状況が外部から確認できるよう配慮すること。</p> <p>⑦高置水槽への直結給水はできない。</p> <p>⑧増圧設備に使用するポンプは、構造材質の基準に適合する水道用直結加圧型ポンプユニット（日本水道協会規格 JWWA B 130）又は、これと同等の性能を有するものを使用すること。</p> <p>⑨直結増圧式の給水装置の水圧は、最下階で 0.75MPa を超えないこと。</p> </div> <p>ア メーター設置場所は、地付けとし「施行指針 第6章 メーター」によること。また、共同住宅等で局メーター以降に設置する私有メーターを遠隔指示付き水道メーターにする場合は「施行指針 第15章 遠隔水道メーター及び集中検針盤設置基準」によるものとする。</p> <p>イ 災害時、配水管減圧時、停電時等不測の事態においても給水が確保できるように非常時用水栓を設置すること。</p> <p>ウ 給水主管の立ち上がりは管ロスの低減化と凍結防止の観点から余裕のある口径とすること。また、維持管理を考慮し、給水主管立ち上がり毎に止水栓を設置すること。</p> <p>エ パイプシャフト内の給水主管より分岐される給水管等は、凍結のおそれがあるため必要な防寒対策を講じること。</p> <p>オ 吸排気弁からの排水については、パイプシャフト内等でドレン設備を設けるなど、必要な排水措置を講じること。</p> <p>カ 高置水槽経由で給水する方式は、直結給水の効果が十分発揮できないため認めない。</p> <p>キ 既設の3階建て建物の改造に限り、特例として高置水槽経由での直結給水を認める。</p>	<p>5 中高層建物の構造</p> <p>(1) 給水装置の構造</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①配水管から分岐し、敷地内に引込む給水管に、敷地境界から 1.5mの付近に仕切弁、又は止水栓（第一止水栓）を設置すること。</p> <p>②メーターの設置については、「施行指針 第6章 メーター」によること。</p> <p>③共同住宅で、共用水栓等を設置する場合は、メーターを設置すること。</p> <p>④給水主管は余裕のある給水管口径とすること。</p> <p>⑤凍結のおそれのある場合にあつては、有効な凍結防止対策を講じること。</p> <p>⑥給水主管の立ち上がり管の最上部には、止水器具及び吸排気弁を設置すること。なお、設置にあたっては作動状況が外部から確認できるよう配慮すること。</p> <p>⑦高置水槽への直結給水はできない。</p> <p>⑧増圧設備に使用するポンプは、構造材質の基準に適合する水道用直結加圧型ポンプユニット（日本水道協会規格 JWWA B 130）又は、これと同等の性能を有するものを使用すること。</p> <p>⑨直結増圧式の給水装置の水圧は、最下階で 0.75MPa を超えないこと。</p> </div> <p>ア メーター設置場所は、地付けとし「施行指針 第6章 メーター」によること。また、共同住宅等で局メーター以降に設置する私有メーターを遠隔指示付き水道メーターにする場合は「施行指針 第15章 遠隔水道メーター及び集中検針版設置基準」によるものとする。</p> <p>イ 災害時、配水管減圧時、停電時等不測の事態においても給水が確保できるように非常時用水栓を設置すること。</p> <p>ウ 給水主管の立ち上がりは管ロスの低減化と凍結防止の観点から余裕のある口径とすること。また、維持管理を考慮し、給水主管立ち上がり毎に止水栓を設置すること。</p> <p>エ パイプシャフト内の給水主管より分岐される給水管等は、凍結のおそれがあるため必要な防寒対策を講じること。</p> <p>オ 吸排気弁からの排水については、パイプシャフト内等でドレン設備を設けるなど、必要な排水措置を講じること。</p> <p>カ 高置水槽経由で給水する方式は、直結給水の効果が十分発揮できないため認めない。</p> <p>キ 既設の3階建て建物の改造に限り、特例として高置水槽経由での直結給水を認める。</p>
<p>182</p> <p>2026.4</p>	<p>182</p> <p>2025.4</p>

新旧対照表（第14章 中高層建物直結給水取扱基準）

改正後	改正前
<p>(3) 給水方式の併用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>給水装置を併用する場合は、以下の点に留意すること。</p> <p>①同一建物で使用用途が同一の場合は、給水方式の併用は認めない。</p> <p>②同一建物で使用用途が異なり、それぞれが独立した構造の場合は給水方式の併用は認める。</p> <p>③同一敷地内への給水管取り出しは、給水方式が同一の場合は1か所引き込みとするが、給水方式を併用する場合はそれぞれに別取り出しとすることができる。</p> <p>④給水方式の併用を行う場合は、クロスコネクション（誤接続）等の事故を防止する配管形態とすること。</p> <p>⑤併用方式の維持管理を容易にするため、給水系統の識別ができるよう配管等に別色表示を行うこと。</p> </div> <p>ア 1 建物が住居専用の場合は、給水方式の併用は認めない。</p> <p>イ 共同住宅に併設される店舗等がある場合は、店舗等と住居とで給水方式の併用を認める。ただし、それぞれが独立した構造となる場合に限る。</p> <p>ウ 局メーターの設置は地付けとし、建物外部に設置すること。</p> <p>エ 受水槽式給水の給水管口径の決定は時間平均使用水量から決定されるが、給水方式を併用する場合は、口径決定に違いがあり直結系統の水圧低下が懸念されるため、受水槽式給水の使用水量は、直結式と同時瞬時最大使用量を求め水理計算を行うこと。</p> <p>オ 給水方式の識別は次の例により行うこと。</p> <p>(ア) 給水方式が識別できるよう次の色とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直 圧 式 水色 ・ 増 圧 式 青色 ・ 受水槽式 紺色 <p>(イ) 配管 パイプシャフト内の配管などに給水方式が確認できるように標示を行うこと。</p> <p>(ウ) 止水栓きょう、メーターます内に給水方式が識別できるよう標示板などを設置すること。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>*記載例（直圧式・増圧式・受水槽式）</p> <p>*サイズ（60mm×40mm×1mm 以上）</p> </div>	<p>(3) 給水方式の併用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>給水装置を併用する場合は、以下の点に留意すること。</p> <p>①同一建物で使用用途が同一の場合は、給水方式の併用は認めない。</p> <p>②同一建物で使用用途が異なり、それぞれが独立した構造の場合は給水方式の併用は認める。</p> <p>③同一敷地内への給水管取り出しは、給水方式が同一の場合は1か所引き込みとするが、給水方式を併用する場合はそれぞれに別取り出しとすることができる。</p> <p>④給水方式の併用を行う場合は、クロスコネクション（誤接続）等の事故を防止する配管形態とすること。</p> <p>⑤併用方式の維持管理を容易にするため、給水系統の識別ができるよう配管等に表示を行うこと。</p> </div> <p>ア 1 建物が住居専用の場合は、給水方式の併用は認めない。</p> <p>イ 共同住宅に併設される店舗等がある場合は、店舗等と住居とで給水方式の併用を認める。ただし、それぞれが独立した構造となる場合に限る。</p> <p>ウ 局メーターの設置は地付けとし、建物外部に設置すること。</p> <p>エ 受水槽式給水の給水管口径の決定は時間平均使用水量から決定されるが、給水方式を併用する場合は、口径決定に違いがあり直結系統の水圧低下が懸念されるため、受水槽式給水の使用水量は、直結式と同時瞬時最大使用量を求め水理計算を行うこと。</p> <p>オ 給水方式の識別は次の例により行うこと。</p> <p>(ア) 給水方式が識別できるよう次の色とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直 圧 式 水色 ・ 増 圧 式 青色 ・ 受水槽式 紺色 <p>(イ) 配管 パイプシャフト内の配管などに給水方式が確認できるように標示を行うこと。</p> <p>(ウ) 止水栓きょう、メーターます内に給水方式が識別できるよう標示板などを設置すること。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>*記載例（直圧式・増圧式・受水槽式）</p> <p>*サイズ（60mm×40mm×1mm 以上）</p> </div>
<p style="text-align: center;">185</p> <p style="text-align: right;">2026.4</p>	<p style="text-align: center;">185</p> <p style="text-align: right;">2025.4</p>

新旧対照表（第14章 中高層建物直結給水取扱基準）

改正後	改正前
<p>6 水道メーター</p> <p>(1) メーターの位置</p> <div data-bbox="264 427 949 475" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>水道メーターの設置は、「施行指針 第6章 メーター」による。</p> </div> <p>(2) 計量及び徴収方法</p> <div data-bbox="264 560 949 608" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>局が設置した水道メーターにより計量・徴収を行う。</p> </div> <p>7 既設施設からの改造</p> <div data-bbox="264 715 949 938" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>給水方式を受水槽方式から直結給水方式に切替える場合は、「施行指針 第2章 給水装置の構造及び材質の基準」を満足すること。</p> <p>(1) 既設設備を再使用せず極力新設とすることが望ましいが既設設備を再使用する場合は、「既設設備を切り替えて給水装置として再使用する場合の確認書」（資料 31 号）を提出すること。</p> <p>(2) 申請者は水圧試験・水質検査を行うこと。</p> <p>(3) 直結増圧給水の効果を十分発揮するため、高置水槽を経由しない給水方式を原則とする。</p> <p>(4) 対象建物、メーター回りの配管等についても、本基準に基づくものとする。</p> </div> <p>①既設設備を直結給水装置として再使用することは、水圧上昇による漏水、赤水等の問題が発生するおそれがあるため、やむを得ず再使用する場合は、申請者が材質、構造、配管経路、配管口径、給水器具類、使用期間等を十分調査し、再使用する部分を最小限にして直結給水の事前協議書の提出時に「既設設備を切り替えて給水装置として再使用する場合の確認書」（資料 31 号）を局に提出すること。</p> <p>また、高置水槽の設置は原則として認めない。</p> <p>やむを得ず既設の高置水槽を経由しなければならない場合、3階建てに限り認めるものとする。</p> <p>※ 給水装置工事の改造工事により、万一建物内で漏水が生じ多大な損害が生じたとしても上下水道局は損害賠償責任をとれない為、改造契約の際に責任の所在を明確にし、トラブルとならないよう注意が必要である。</p>	<p>6 水道メーター</p> <p>(1) メーターの位置</p> <div data-bbox="1272 427 1957 475" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>水道メーターの設置は、「施行指針 第6章 メーター」による。</p> </div> <p>(2) 計量及び徴収方法</p> <div data-bbox="1272 560 1957 608" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>局が設置した水道メーターにより計量・徴収を行う。</p> </div> <p>7 既設施設からの改造</p> <div data-bbox="1272 715 1957 938" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>給水方式を受水槽方式から直結給水方式に切替える場合は、「施行指針 第2章 給水装置の構造及び材質の基準」を満足すること。</p> <p>(1) 既設設備を再使用せず極力新設とすることが望ましいが既設設備を再使用する場合は、「既設設備を切り替えて給水装置として再使用する場合の確認書」（資料 31 号）を提出すること。</p> <p>(2) 申請者は水圧試験・水質検査を行うこと。</p> <p>(3) 直結増圧給水の効果を十分発揮するため、高置水槽を経由しない給水方式を原則とする。</p> <p>(4) 対象建物、メーター回りの配管等についても、本基準に基づくものとする。</p> </div> <p>①既設設備を直結給水装置として再使用することは、水圧上昇による漏水、赤水等の問題が発生するおそれがあるため、やむを得ず再使用する場合は、申請者が材質、構造、配管経路、配管口径、給水器具類、使用期間等を十分調査し、再使用する部分を最小限にして直結給水の事前協議書の提出時に「既設設備を切り替えて給水装置として再使用する場合の確認書」（資料 41 号）を局に提出すること。</p> <p>また、高置水槽の設置は原則として認めない。</p> <p>やむを得ず既設の高置水槽を経由しなければならない場合、3階建てに限り認めるものとする。</p> <p>※ 給水装置工事の改造工事により、万一建物内で漏水が生じ多大な損害が生じたとしても上下水道局は損害賠償責任をとれない為、改造契約の際に責任の所在を明確にし、トラブルとならないよう注意が必要である。</p>
<p>188</p> <p>2026. 4</p>	<p>188</p> <p>2025. 4</p>

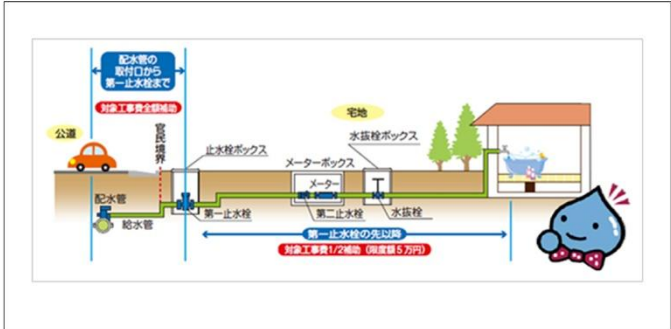
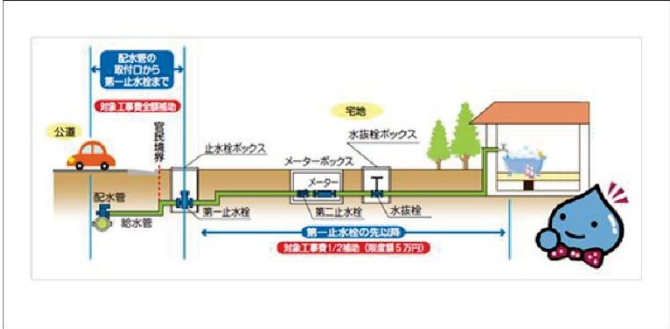
新旧対照表（第15章 遠隔水道メーター及び集中検針盤設置基準）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第15章 遠隔水道メーター及び集中検針盤設置基準</p> <p>1 適用範囲</p> <p>この基準は「共同住宅における各戸検針、徴収に関する取扱要綱」に基づく遠隔水道メーター（以下「メーター」という。）及び集中検針盤を設置する場合に適用する。</p> <p>2 設計・施工</p> <p>設計及び施工にあたっては、<u>給水装置工事設計施行指針</u>に準ずる。ほか、次の図面等を添付するものとする。</p> <p>(1) 配置系統図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各階ごとの配管平面図を作成すること。 <p>(2) メーター室内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メーター、配管及び端子ボックスの平面図、正面図を作成すること。 <p>(3) 集中検針盤及び配線系統図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集中検針盤の位置を配管平面図に明記すること。 ・ 配線系統図は、各メーターから集中検針盤までの図面を作成すること。 <p>3 メーター及び集中検針盤の規格（別表－1）</p> <p>(1) メーター</p> <ol style="list-style-type: none"> ①口径は、13mm、20mm、25mmの3種類とする。 ②各メーターは、局の指示による年号及び番号を打刻等すること。 <p>(2) 集中検針盤</p> <ol style="list-style-type: none"> ①集中検針盤は、自動呼出し装置によって、4桁以上の検針値がデジタル表示される方式で防滴、防塵型の外箱で鋼板製の鍵付扉とすること。 ②集中検針盤の扉表面には、名称及び製造年号を記載すること。 ③集中検針盤の扉裏面には、操作方法及び部屋番号図を記載すること。 <p>4 メーター室及びメーターの設置</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)メーター室の位置は、各戸の通路に面し、使用者が不在でも保守点検に支障とならない場所とすること。 (2)メーター室は、保守点検及びメーター取替が容易に行えるスペースを確保すること。 (3)メーター設置は水平に取付け、凍結防止を施しさらに漏水により階下に被害を及ぼさないよう防水または水はけに必要な措置を講じること。 (4)協議によりメーターユニットの使用も可能とする。 (5)メーター上流側には、逆止弁付ボール止水栓を設置し、メーター用伸縮管を使用すること。 <p style="margin-left: 20px;">※止水栓は開閉防止機能がついていること。</p> <p>(6)端子ボックスの取付は、原則としてメーター室内とし、点検及び伝送配線の着脱が容易で湿気のない場所とすること。</p>	<p style="text-align: center;">第15章 遠隔水道メーター及び集中検針盤設置基準</p> <p>1 適用範囲</p> <p>この基準は「共同住宅における各戸検針、徴収に関する取扱要綱」に基づく遠隔水道メーター（以下「メーター」という。）及び集中検針盤を設置する場合に適用する。</p> <p>2 設計・施工</p> <p>設計及び施工にあたっては、<u>給水装置工事設計施行指針</u>に準ずる。ほか、次の図面等を添付するものとする。</p> <p>(1) 配置系統図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各階ごとの配管平面図を作成すること。 <p>(2) メーター室内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メーター、配管及び端子ボックスの平面図、正面図を作成すること。 <p>(3) 集中検針盤及び配線系統図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集中検針盤の位置を配管平面図に明記すること。 ・ 配線系統図は、各メーターから集中検針盤までの図面を作成すること。 <p>3 メーター及び集中検針盤の規格（別表－1）</p> <p>(1) メーター</p> <ol style="list-style-type: none"> ①口径は、13mm、20mm、25mmの3種類とする。 ②各メーターは、局の指示による年号及び番号を打刻すること。 <p>(2) 集中検針盤</p> <ol style="list-style-type: none"> ①集中検針盤は、自動呼出し装置によって、4桁以上の検針値がデジタル表示される方式で防滴、防塵型の外箱で鋼板製の鍵付扉とすること。 ②集中検針盤の扉表面には、名称及び製造年号を記載すること。 ③集中検針盤の扉裏面には、操作方法及び部屋番号図を記載すること。 <p>4 メーター室及びメーターの設置</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)メーター室の位置は、各戸の通路に面し、使用者が不在でも保守点検に支障とならない場所とすること。 (2)メーター室は、保守点検及びメーター取替が容易に行えるスペースを確保すること。 (3)メーター設置は水平に取付け、凍結防止を施しさらに漏水により階下に被害を及ぼさないよう防水または水はけに必要な措置を講じること。 (4)協議によりメーターユニットの使用も可能とする。 (5)メーター上流側には、逆止弁付ボール止水栓を設置し、メーター用伸縮管を使用すること。 <p style="margin-left: 20px;">※止水栓は開閉防止機能がついていること。</p> <p>(6)端子ボックスの取付は、原則としてメーター室内とし、点検及び伝送配線の着脱が容易で湿気のない場所とすること。</p>
<p style="text-align: center;">210</p> <p style="text-align: right;">2026.4</p>	<p style="text-align: center;">210</p> <p style="text-align: right;">2025.4</p>

新旧対照表（第16章 各種助成制度について）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第16章 各種助成制度について</p> <p>1 給水装置工事資金融資あっせん制度</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>井戸水などの自家用水道から水道へ切り替える方の給水装置工事資金を、金融機関から無利子で借りられる制度。 ※全ての助成制度で可否決定があり、必ず融資されるわけではありません。</p> </div> <p>(1) 融資の限度額 ①自宅は60万円以内 ②貸家やアパートなどは1戸当たり最高45万円で、200万円以内 ③工事金額の範囲内で、10万円以上、1万円単位での融資 ※建物内のリフォーム費用は除く。</p> <p>(2) 制度の対象者並びに要件 ①福島市給水区域内に居住し、給水装置工事をしようとする住居等の所有者の方 ②償還能力のある方 ③市税を滞納していない方 ④連帯保証人を有する方 ⑤その他必要な条件は、金融機関の定めによる。 ※住宅を新築する方、民営の簡易水道及び給水施設組合員の方、法人の方は対象外</p> <p>(3) 申請に必要な書類 ①給水装置工事資金融資あっせん申請書 ②申込者の完納証明書 ③その他局が必要とする書類</p> <p>2 鉛製給水管取替工事補助金交付制度</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成15年には水質基準の改正により、鉛の基準値が0.01mg/l以下に強化され、鉛製給水管の解消が求められていることから、補助をする制度。 ※全ての助成制度で可否決定があり、必ず補助されるわけではありません。</p> </div> <p>(1) 補助の対象となる工事 道路内配水管の取付け口から宅地内第1止水栓までの間に存在する鉛管を取替える工事 宅地内第1止水栓の矢先から給水用具までの間に存在する鉛管を取替える工事 ※新築や全面建て替えなどの工事は除く</p> <p style="text-align: center;">213</p> <p style="text-align: right;">2026.4</p>	<p style="text-align: center;">第16章 各種助成制度について</p> <p>1 給水装置工事資金融資あっせん制度</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>井戸水などの自家用水道から水道へ切り替える方の給水装置工事資金を、金融機関から無利子で借りられる制度。 ※全ての助成制度で可否決定があり、必ず融資されるわけではありません。</p> </div> <p>(1) 融資の限度額 ①自宅は60万円以内 ②貸家やアパートなどは1戸当たり最高45万円で、200万円以内 ③工事金額の範囲内で、10万円以上、1万円単位での融資 ※建物内のリフォーム費用は除く。</p> <p>(2) 制度の対象者並びに要件 ①福島市給水区域内に居住し、給水装置工事をしようとする住居等の所有者の方 ②償還能力のある方 ③市税を滞納していない方 ④連帯保証人を有する方 ⑤その他必要な条件は、金融機関の定めによる。 ※住宅を新築する方、民営の簡易水道及び給水施設組合員の方、法人の方は対象外</p> <p>(3) 申請に必要な書類 ①給水装置工事資金融資あっせん申請書 ②申込者の前年度の納税証明書（全項目） ③その他局が必要とする書類</p> <p>2 鉛製給水管取替工事補助金交付制度</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成15年には水質基準の改正により、鉛の基準値が0.01mg/l以下に強化され、鉛製給水管の解消が求められていることから、補助をする制度。 ※全ての助成制度で可否決定があり、必ず補助されるわけではありません。</p> </div> <p>(1) 補助の対象となる工事 道路内配水管の取付け口から宅地内第1止水栓までの間に存在する鉛管を取替える工事 宅地内第1止水栓の矢先から給水用具までの間に存在する鉛管を取替える工事 ※新築や全面建て替えなどの工事は除く</p> <p style="text-align: center;">213</p> <p style="text-align: right;">2025.4</p>

新旧対照表 (第16章 各種助成制度について)

改正後	改正前
<p>(2) 補助金額 道路内配水管の取付け口から宅地内第1止水栓までは全額補助 宅地内第1止水栓以降は工事費の1/2補助(上限5万円)</p>  <p>(3) 制度の対象者並びに要件 ①福島市給水区域内に居住し、給水装置工事をしようとする住居等の所有者の方 ②償還能力のある方 ③市税を滞納していない方</p> <p>(4) 申請に必要な書類 ①鉛製給水管取替工事補助金交付申請書 ②申込者の完納証明書 ③その他局が必要とする書類</p> <p>3 配水管布設工事助成制度</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>水道管を引く工事費用は、原則個人負担であるが、上下水道局の水道管が布設されていない公道にφ50mm以上の水道管を布設する工事費用を助成する制度。 ※全ての助成制度で可否決定があり、必ず助成されるわけではありません。</p> </div> <p>(1) 助成対象となる工事(給水区域内に限る) ①住宅の新築工事を伴うもの(法人・営利目的を除く) ②井戸水等の自家用水道から上水道へ切り替える工事 ③①、②の工事に合わせて転換管を解消する工事</p> <p style="text-align: center;">214</p> <p style="text-align: right;">2026.4</p>	<p>(2) 補助金額 道路内配水管の取付け口から宅地内第1止水栓までは全額補助 宅地内第1止水栓以降は工事費の1/2補助(上限5万円)</p>  <p>(3) 制度の対象者並びに要件 ①福島市給水区域内に居住し、給水装置工事をしようとする住居等の所有者の方 ②償還能力のある方 ③市税を滞納していない方</p> <p>(4) 申請に必要な書類 ①給水装置工事資金融資あっせん申請書 ②申込者の前年度の納税証明書(全項目) ③その他局が必要とする書類</p> <p>3 配水管布設工事助成制度</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>水道管を引く工事費用は、原則個人負担であるが、上下水道局の水道管が布設されていない公道にφ50mm以上の水道管を布設する工事費用を助成する制度。 ※全ての助成制度で可否決定があり、必ず助成されるわけではありません。</p> </div> <p>(1) 助成対象となる工事(給水区域内に限る) ①住宅の新築工事を伴うもの(法人・営利目的を除く) ②井戸水等の自家用水道から上水道へ切り替える工事 ③①、②の工事に合わせて転換管を解消する工事</p> <p style="text-align: center;">214</p> <p style="text-align: right;">2025.4</p>

新旧対照表（第16章 各種助成制度について）

改正後

(2) 制度の条件 (3戸以上)

- ①公道の配管工事と住宅の配管工事は同時申請
- ②屋内配管は全て上水道を使用
- ③工事完成後、公道のφ50mm以上の配管は寄附採納
- ④公道から宅地内への配管工事（分岐以降）は対象外
- ⑤申請者が給水しようとする住宅等の所有者又は建築主であること。
- ⑥上下水道料金及び市税を滞納していないこと。
- ⑦対象工事の完了と同時に上水道へ加入し使用すること。

(3) 助成額

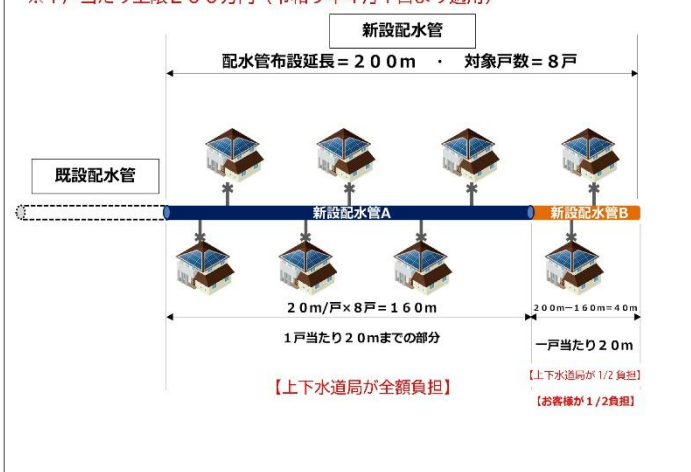
- ①公道に布設する水道管の延長が1戸当たり20mまでは全額負担
- ②1戸当たり20mを超えた場合、超えた工事費の1/2の額を負担
- ③輻状管解消を含む場合、分岐替え部分の工事費を全額負担
- ④対象工事費は、上下水道局が積算した工事費の範囲内

※①及び②による助成額の合計は1戸当たり200万円を上限とする。

※上限金額については、令和9年4月1日以後に提出される配水管布設工事助成申請書（様式第3号）から適用する。なお、同日前に提出された申請書については、従前の例によるものとする。

例

※1戸当たり上限200万円（令和9年4月1日より適用）



改正前

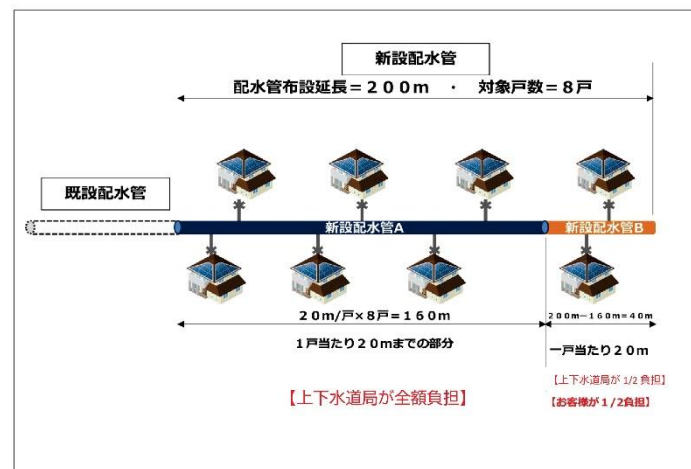
(2) 制度の条件 (3戸以上)

- ①公道の配管工事と住宅の配管工事は同時申請
- ②屋内配管は全て上水道を使用
- ③工事完成後、公道のφ50mm以上の配管は寄付採納
- ④公道から宅地内への配管工事（分岐以降）は対象外
- ⑤申請者が給水しようとする住宅等の所有者又は建築主であること。
- ⑥上下水道料金及び市税を滞納していないこと。
- ⑦対象工事の完了と同時に上水道へ加入し使用すること。

(3) 助成額

- ①公道に布設する水道管の延長が1戸当たり20mまでは全額負担
- ②1戸当たり20mを超えた場合、超えた工事費の1/2の額を負担
- ③輻状管解消を含む場合、分岐替え部分の工事費を全額負担
- ④対象工事費は、上下水道局が積算した工事費の範囲内

例



新旧対照表（第17章 スプリンクラー設備設置について）

改正後	改正前
<p>申込に必要な添付書類は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①スプリンクラー設備設置事前協議書 ②スプリンクラー設備設置条件承諾書 ③位置図 ④平面図 ⑤詳細図(配管及びスプリンクラーヘッドの配置) ⑥立面図 ⑦水理計算書 ⑧消防設備士免状（写） ⑨工事設備対象設備等着工届出書（写し） ⑩増圧方式の場合の保守管理者との契約書(写) ⑪その他局が必要とする書類 <p>3 条件</p> <p>(1) 対象建物</p> <p>対象建物は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①専用住宅 ②共同住宅 ③店舗等併用住宅(住戸部) ④共同住宅と事務所の併用(住戸部) ⑤特定施設(認知症高齢者グループホーム等) <p>特定施設とは、消防法施行令で定める防火対象物で区分される第6項(ロ)及び第6項(ハ)に該当する小規模社会福祉施設(主として障害の程度が重い者を入所させる施設)で、養護老人ホーム等、救護施設等、知的障害児施設等、重症心身障害児施設等、知的障害者更生施設等の施設がある。</p> <p>(2) 設置条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消防法施行令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッド（最大流量）までの部分について水理計算を行うこと。 ②スプリンクラー設備を設置しようとするものは、給水装置工事申込書に「事前協議書」「承諾書」を添付して提出すること。 ③指定工事事業者は設置にあたり、当該設置場所付近の最小動水圧、配管状況等を調査し、当該器具必要水圧を確保できることを確認すること。 ④スプリンクラー系統の設計水量は一般給水量には含まない。 <p style="text-align: center;">217</p> <p style="text-align: right;">2026.4</p>	<p>申込に必要な添付書類は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①スプリンクラー設備設置事前協議書 ②スプリンクラー設備設置条件承諾書 ③位置図 ④平面図 ⑤詳細図(配管及びスプリンクラーヘッドの配置) ⑥立面図 ⑦水理計算書 ⑧消防設備士免状（写） ⑨工事設備対象設備等着工届出書（写し） ⑩増圧方式の場合の保守管理者との契約書(写) ⑪その他局が必要とする書類 <p>3 条件</p> <p>(1) 対象建物</p> <p>対象建物は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①専用住宅 ②共同住宅 ③店舗等併用住宅(住戸部) ④共同住宅と事務所の併用(住戸部) ⑤特定施設(認知症高齢者グループホーム等) <p>特定施設とは、消防法施行令で定める防火対象区域で区分される第6項(ロ)及び第6項(ハ)に該当する小規模社会福祉施設(主として障害の程度が重い者を入所させる施設)で、養護老人ホーム等、救護施設等、知的障害児施設等、重症心身障害児施設等、知的障害者更生施設等の施設がある。</p> <p>(2) 設置条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消防法施行令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッド（最大流量）までの部分について水理計算を行うこと。 ②スプリンクラー設備を設置しようとするものは、給水装置工事申込書に「事前協議書」「承諾書」を添付して提出すること。 ③指定工事事業者は設置にあたり、当該設置場所付近の最小動水圧、配管状況等を調査し、当該器具必要水圧を確保できることを確認すること。 ④スプリンクラー系統の設計水量は一般給水量には含まない。 <p style="text-align: center;">217</p> <p style="text-align: right;">2025.4</p>

新旧対照表（第17章 スプリンクラー設備設置について）

改正後	改正前																								
<p>【住宅用】 スプリンクラーヘッド各栓の放水量は、製造業者の標準放水量を基に水量を確保すること。 同一の部屋に複数個のヘッドを設置する場合、同時放水個数を考慮して設計すること。</p> <p>【特定施設】 最大放水区域では、スプリンクラーヘッドが最大4個同時に開放する場合を想定し、建物の内装別に（表-1）に準じ設計すること。なお最大放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数が4に満たない場合は、1個当たりの放水量を表-1に準じ当該個数を乗じ設計すること。 最終末端ヘッドでは、30ℓ/minで設計すること。</p> <p>（3）水理計算（共通事項） 配水管の分岐から最終末端水栓（ヘッド）までの流量（区間流量）を求める。 最終末端ヘッドでは、0.05Mpa以上を確保すること。 ※水理計算の対象となる末端水栓箇所は消防局の指示による。</p> <p>表-1 内装別水理計算条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計水量 (最大放水量4個)</th> <th>ヘッド放水量 (1個当たり)</th> <th>最小動水圧 (末端水圧)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不燃材、準不燃材</td> <td>60ℓ/min</td> <td>15ℓ/min</td> <td>0.02Mpa</td> </tr> <tr> <td>難燃材、その他</td> <td>120ℓ/min</td> <td>30ℓ/min</td> <td>0.05Mpa</td> </tr> </tbody> </table> <p>（4）配管・施工</p> <ol style="list-style-type: none"> ①スプリンクラーヘッドは精密器具なので、取扱いは十分注意すること。 ②スプリンクラーヘッドを接続する継手は、専用のスプリンクラー継手を使用すること ③湿式スプリンクラー設備の配管は、水および空気が停滞しないよう、配管末端にトイレのロータンク、浴槽の水栓など飲用に供せずかつ日常的に使用する水栓等を設置すること。 ④逆流防止のため、飲用系統給水管からの分岐部に逆止弁等を設置すること。 ⑤スプリンクラー設備が結露現象を生じ、周囲(天井等)に影響を与えるおそれがある場合は、防露措置を行うこと。 ⑥当該機器を設置するときは、消防設備士の指導のもと実施すること。 ⑦直圧方式において、単独水道メーターの場合のメーター下流の主たる給水管口径は、水道メーターの瞬時流量を超えない範囲であれば、1ランク上位の口径を認める。 		設計水量 (最大放水量4個)	ヘッド放水量 (1個当たり)	最小動水圧 (末端水圧)	不燃材、準不燃材	60ℓ/min	15ℓ/min	0.02Mpa	難燃材、その他	120ℓ/min	30ℓ/min	0.05Mpa	<p>【住宅用】 スプリンクラーヘッド各栓の放水量は、製造業者の標準放水量を基に水量を確保すること。 同一の部屋に複数個のヘッドを設置する場合、同時放水個数を考慮して設計すること。</p> <p>【特定施設】 最大放水区域では、スプリンクラーヘッドが最大4個同時に開放する場合を想定し、建物の内装別に（表-1）に準じ設計すること。なお最大放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数が4に満たない場合は、1個当たりの放水量を表-1に準じ当該個数を乗じ設計すること。 最終末端ヘッドでは、30ℓ/minで設計すること。</p> <p>（3）水理計算（共通事項） 配水管の分岐から最終末端水栓（ヘッド）までの流量（区間流量）を求める。 最終末端ヘッドでは、0.05Mpa以上を確保すること。 ※水理計算の対象となる末端水栓箇所は消防局の指示による。</p> <p>表-1 内装別水理計算条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計水量 (最大放水量4個)</th> <th>ヘッド放水量 (1個当たり)</th> <th>最小動水圧 (末端水圧)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不燃材、準不燃材</td> <td>60ℓ/min</td> <td>15ℓ/min</td> <td>0.02Mpa</td> </tr> <tr> <td>難燃材、その他</td> <td>120ℓ/min</td> <td>30ℓ/min</td> <td>0.05Mpa</td> </tr> </tbody> </table> <p>（4）配管・施工</p> <ol style="list-style-type: none"> ①スプリンクラーヘッドは精密器具なので、取扱いは十分注意すること。 ②スプリンクラーヘッドを接続する継手は、専用のスプリンクラー継手を使用すること ③湿式スプリンクラー設備の配管は、水および空気が停滞しないよう、配管末端にトイレのロータンク、浴槽の水栓など飲用に供せずかつ日常的に使用する水栓等を設置すること。 ④逆流防止のため、飲用系統給水管からの分岐部に逆止弁等を設置すること。 ⑤スプリンクラー設備が結露現象を生じ、周囲(天井等)に影響を与えるおそれがある場合は、防露措置を行うこと。 ⑥当該機器を設置するときは、消防設備士の指導のもと実施すること。 ⑦直圧方式において、単独水道メーターの場合のメーター下流の主たる給水管口径は、水道メーターの瞬時流量を超えない範囲であれば、1ランク上位の口径を認める。 		設計水量 (最大放水量4個)	ヘッド放水量 (1個当たり)	最小動水圧 (末端水圧)	不燃材、準不燃材	60ℓ/min	15ℓ/min	0.02Mpa	難燃材、その他	120ℓ/min	30ℓ/min	0.05Mpa
	設計水量 (最大放水量4個)	ヘッド放水量 (1個当たり)	最小動水圧 (末端水圧)																						
不燃材、準不燃材	60ℓ/min	15ℓ/min	0.02Mpa																						
難燃材、その他	120ℓ/min	30ℓ/min	0.05Mpa																						
	設計水量 (最大放水量4個)	ヘッド放水量 (1個当たり)	最小動水圧 (末端水圧)																						
不燃材、準不燃材	60ℓ/min	15ℓ/min	0.02Mpa																						
難燃材、その他	120ℓ/min	30ℓ/min	0.05Mpa																						
218	218																								
2026.4	2025.4																								